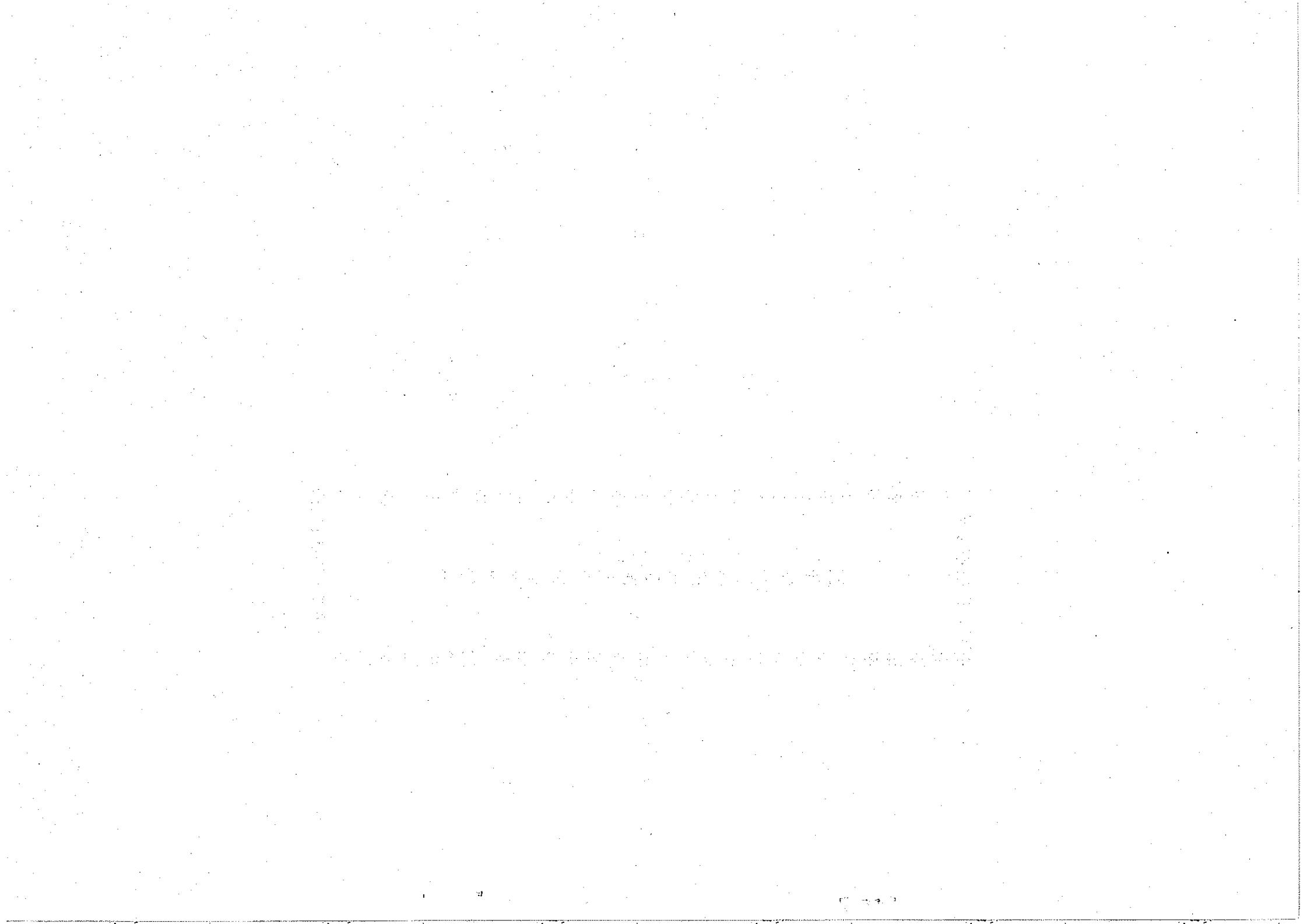


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
※
※
平成24年第3回箕面市議会定例会議案
(追加第1号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

箕 面 市



平成 24 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 28 号	平成 23 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第 29 号	財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件	3
第 57 号議案	ミニボートピアりんくうにおけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に関する協議の件	5
第 58 号議案	箕面市特別職の職員の給与に関する条例改正の件	9
第 59 号議案	箕面市防災会議条例改正の件	11
第 60 号議案	箕面市災害対策本部条例改正の件	13
第 61 号議案	箕面市財政調整基金条例改正の件	15
第 62 号議案	箕面市立多文化交流センター条例制定の件	17
第 63 号議案	箕面市立図書館条例改正の件	25
第 64 号議案	箕面市子どもの医療費の助成に関する条例改正の件	27
第 65 号議案	箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の規制に関する条例制定の件	29

第 6 6 号議案 箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件	33
第 6 7 号議案 箕面市火災予防条例改正の件	35
第 6 8 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立多文化交流センター）	39
第 6 9 号議案 平成 24 年度箕面市一般会計補正予算（第 4 号）	41
第 7 0 号議案 平成 24 年度箕面市一般会計補正予算（第 5 号）	57
第 7 1 号議案 平成 24 年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第 1 号）	91
第 7 2 号議案 平成 24 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）	113
第 7 3 号議案 平成 24 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）	133
第 7 4 号議案 平成 24 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）	147
第 7 5 号議案 箕面市副市長の選任について同意を求める件	161
諮詢 第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	163
諮詢 第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	165

報告第28号

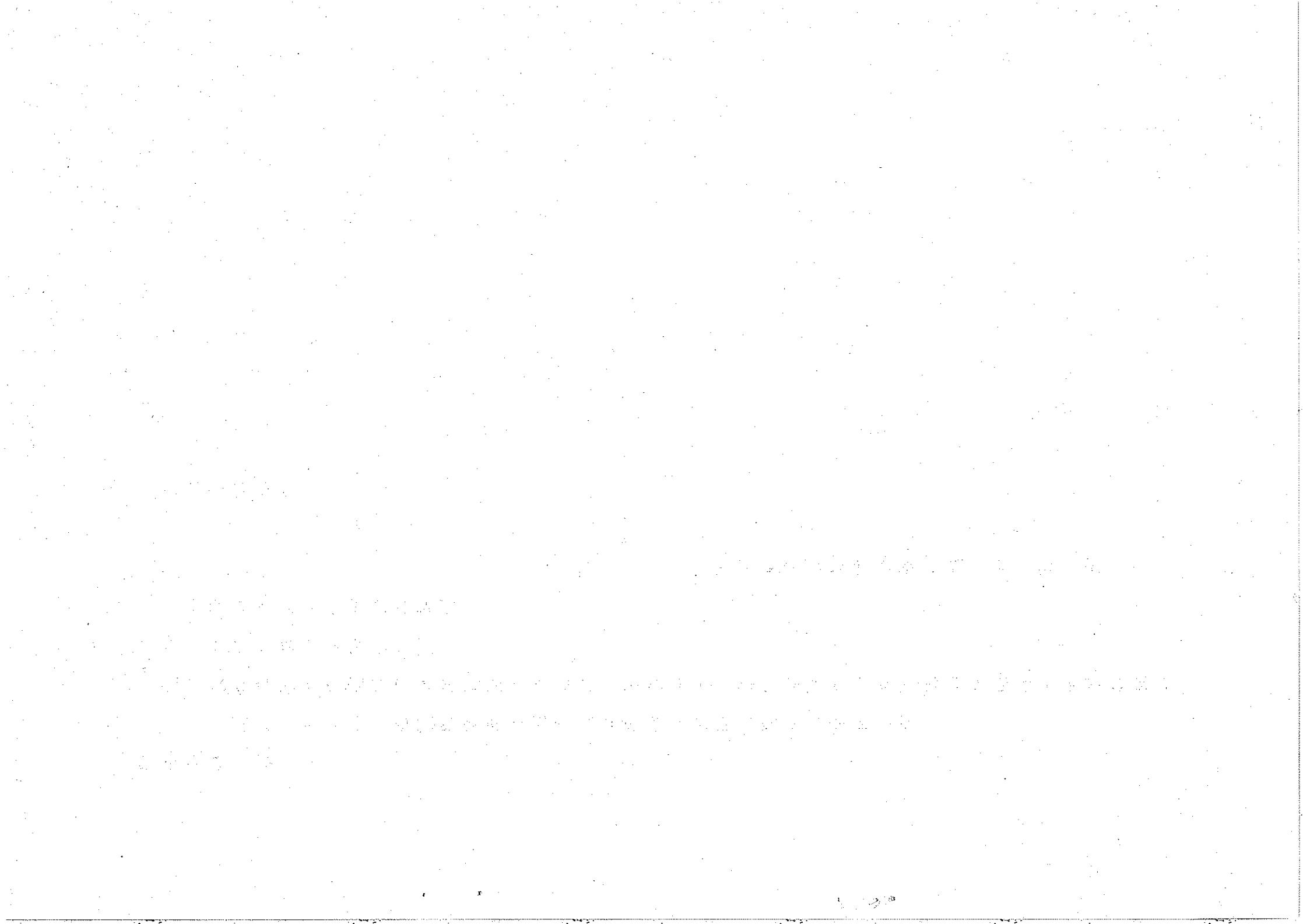
平成23年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成24年9月10日提出

箕面市教育委員会委員長 小川修一

別冊のとおり



報告第29号

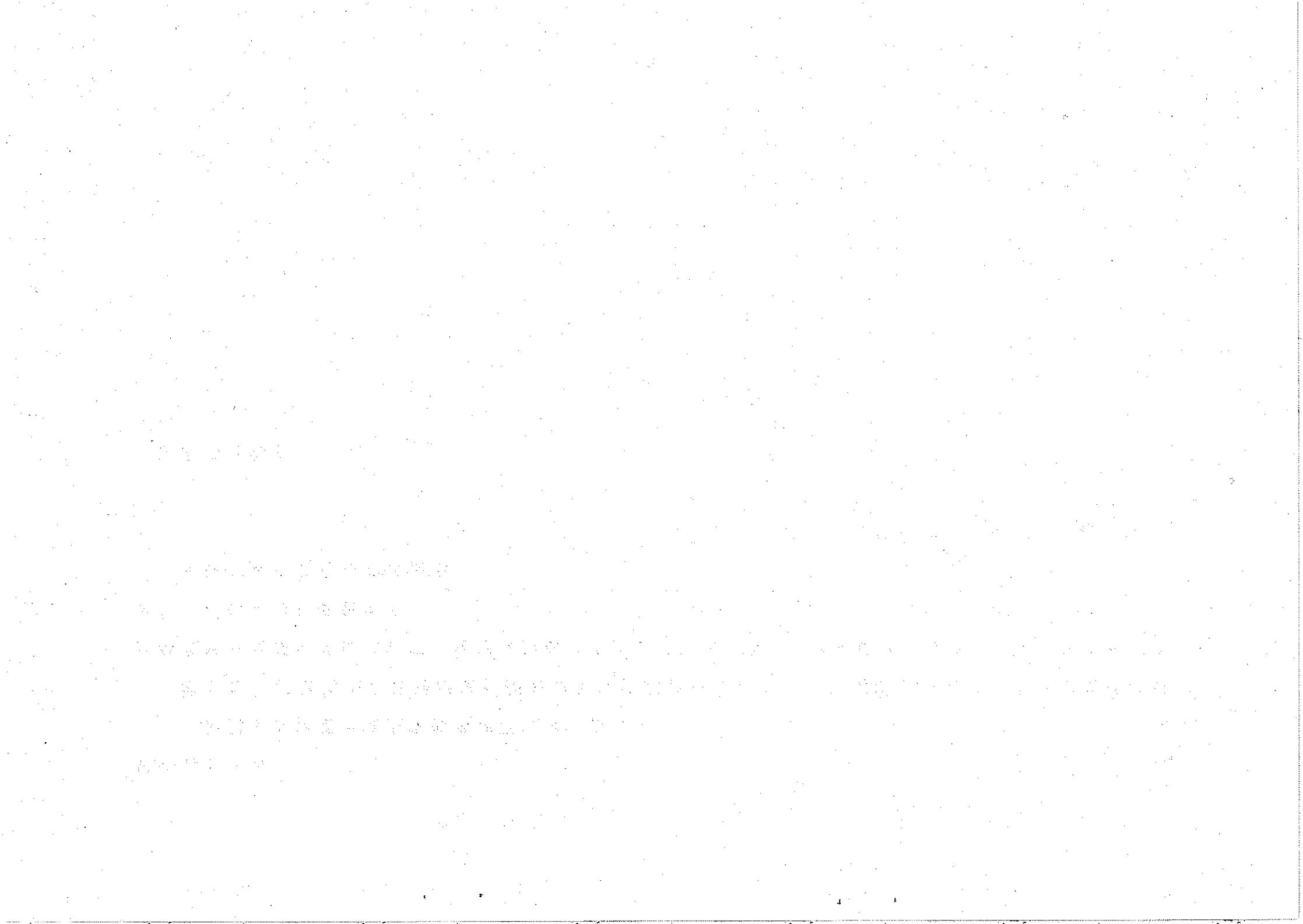
財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件

平成23年度財団法人箕面市文化振興事業団決算並びに平成24年度財団法人箕面市文化振興事業団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



第 5 7 号 議 案

ミニボートピアりんくうにおけるモーター ボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に
関する協議の件

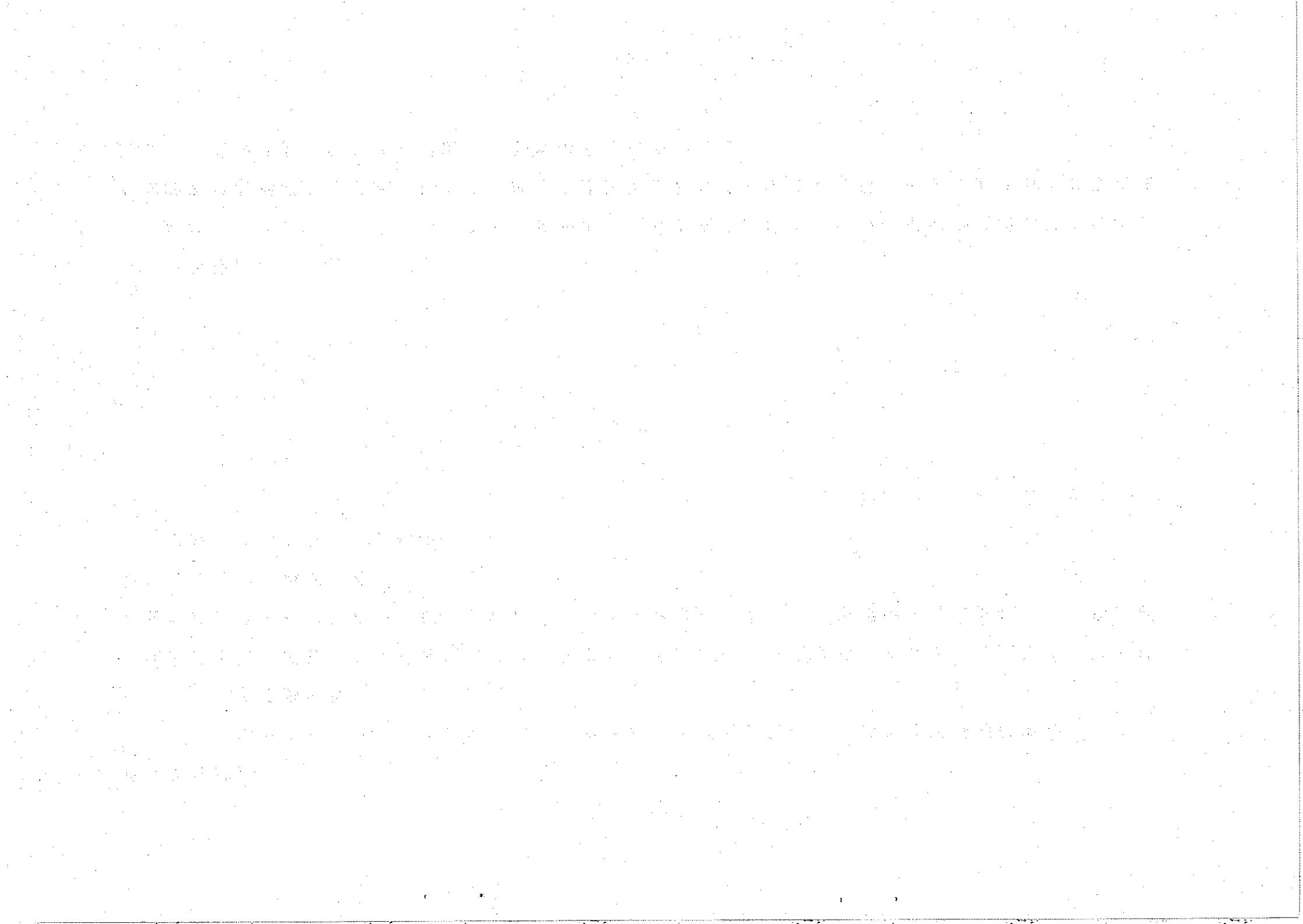
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項
の規定によりモーター ボート競走施行に伴う場外発売事務を大阪府都市競艇組合に委託するため、別
紙規約のとおり協議する。

平成 24 年 9 月 10 日提出

箕面市長 倉田哲郎

（提案理由）

ミニボートピアりんくうにおけるモーター ボート競走施行に伴う場外発売事務を委託するに当たり、
大阪府都市競艇組合と協議するため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定により準用する同法
第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。



別紙

箕面市と大阪府都市競艇組合との間のミニボートピアりんくうにおけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 箕面市(以下「甲」という。)は、箕面市営モーターボート競走施行に関するミニボートピアりんくうにおける場外発売事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、大阪府都市競艇組合(以下「乙」という。)に委託する。

2 ミニボートピアりんくうにおける勝舟投票券を発売する日については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
(経費の負担)

第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし、経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。
(予算の執行)

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の措置)

第4条 乙は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第5条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。
(連絡協議会)

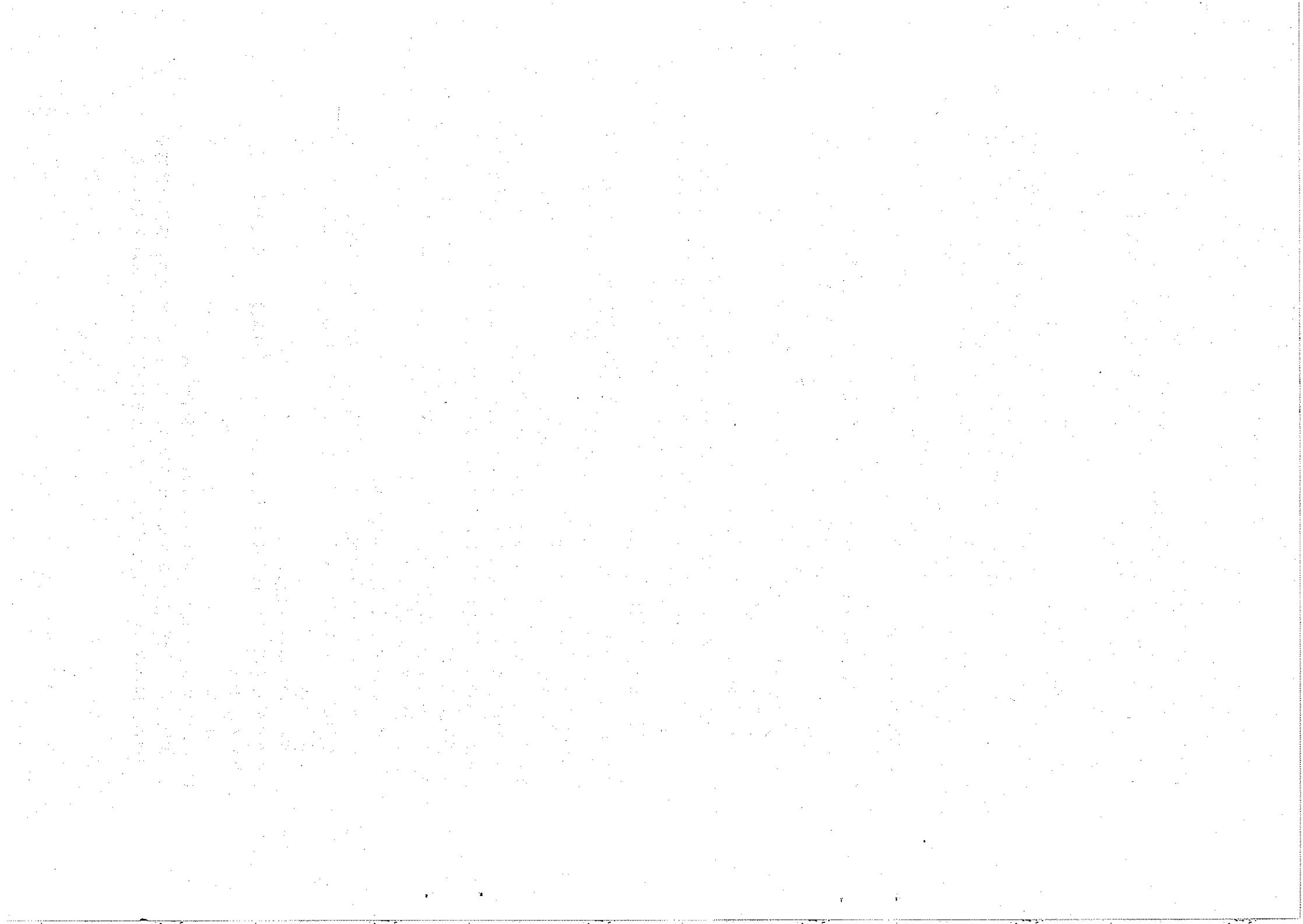
第6条 委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲乙協議の上、連絡会議を開くものとする。
(条例等の制定又は改廃に係る措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、乙は、あらかじめ甲に通知しなければならない。
(定めのない事項の協議)

第8条 前各条に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。



第五十八号議案

箕面市特別職の職員の給与に関する条例改正の件

箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

例

箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十
四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十四年八月二十七日」
に、「平成二十四年八月二十六日」を「平成二十八年八月二十六日」に、「当
該職員の任期の満了の日」を「同日」に改め、同項の表市長の項中「八〇
八、四〇〇円」を「七九九、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。
(教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)
- 2 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和三十一年箕面市条例
第十四号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十四年八月二十七
日」に、「平成二十四年八月二十六日」を「平成二十八年八月二十六日」
に、「当該教育長の任期の満了の日」を「同日」に改める。

(提案理由)

市長、副市長、上下水道企業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料の月額に関する特別措置を実施するため、本条例を改正するものである。

第五十九号議案

箕面市防災会議条例改正の件

箕面市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市条例第 号

箕面市防災会議条例の一部を改正する条例

箕面市防災会議条例（昭和三十八年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第三条第五項に次の二号を加える。

十三 地区防災委員会（地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。）の役員又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

十四 前各号に掲げるもののほか、市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員のうちから市長が任命する者

第三条第六項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条第七項中「及び第十二号」を「から第十四号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
(任期に係る特例)

2 この条例の施行の日以後平成二十六年五月十二日までに、この条例による改正後の箕面市防災会議条例の規定により新たに任命された委員の任期は、平成二十六年五月十二日までとする。

(提案理由)

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の改正に伴い、關係規定を整備するとともに、本市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員等を箕面市防災会議の委員に加えるため、本条例を改正するものである。

第六十号議案

箕面市災害対策本部条例改正の件

箕面市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害対策本部条例の一部を改正する条例

箕面市災害対策本部条例（昭和三十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条の二第八項」に改め、「箕面市災害対策本部」の下に「（以下「災害対策本部」という。）」を加える。

第四条中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第二項中「災害対策本部員」を「箕面市災害対策本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第二項中「災害対策副本部長」を「箕面市災害対策副本部長」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第三項中「災害対策本部員」を「箕面市災害対策本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第二条 災害対策本部は、災害対策基本法第二十三条の二第四項各号に掲げる事務のほか、箕面市地域防災計画の定めるところにより、箕面市灾害時における特別対応に関する条例（平成二十四年箕面市条例第一号）に定める箕面市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の権限に属す

る事務その他防災のために本部長が必要と認める事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部改正)

2 箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第一項に規定する災害対策本部長」を「第二条に規定する箕面市災害対策本部長」に改める。

(提案理由)

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の改正に伴い、箕面市災害対策本部の所掌事務に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第六十一号議案

箕面市財政調整基金条例改正の件

箕面市財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市財政調整基金条例の一部を改正する条例

箕面市財政調整基金条例（昭和四十二年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十八条」を「第四十七条」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

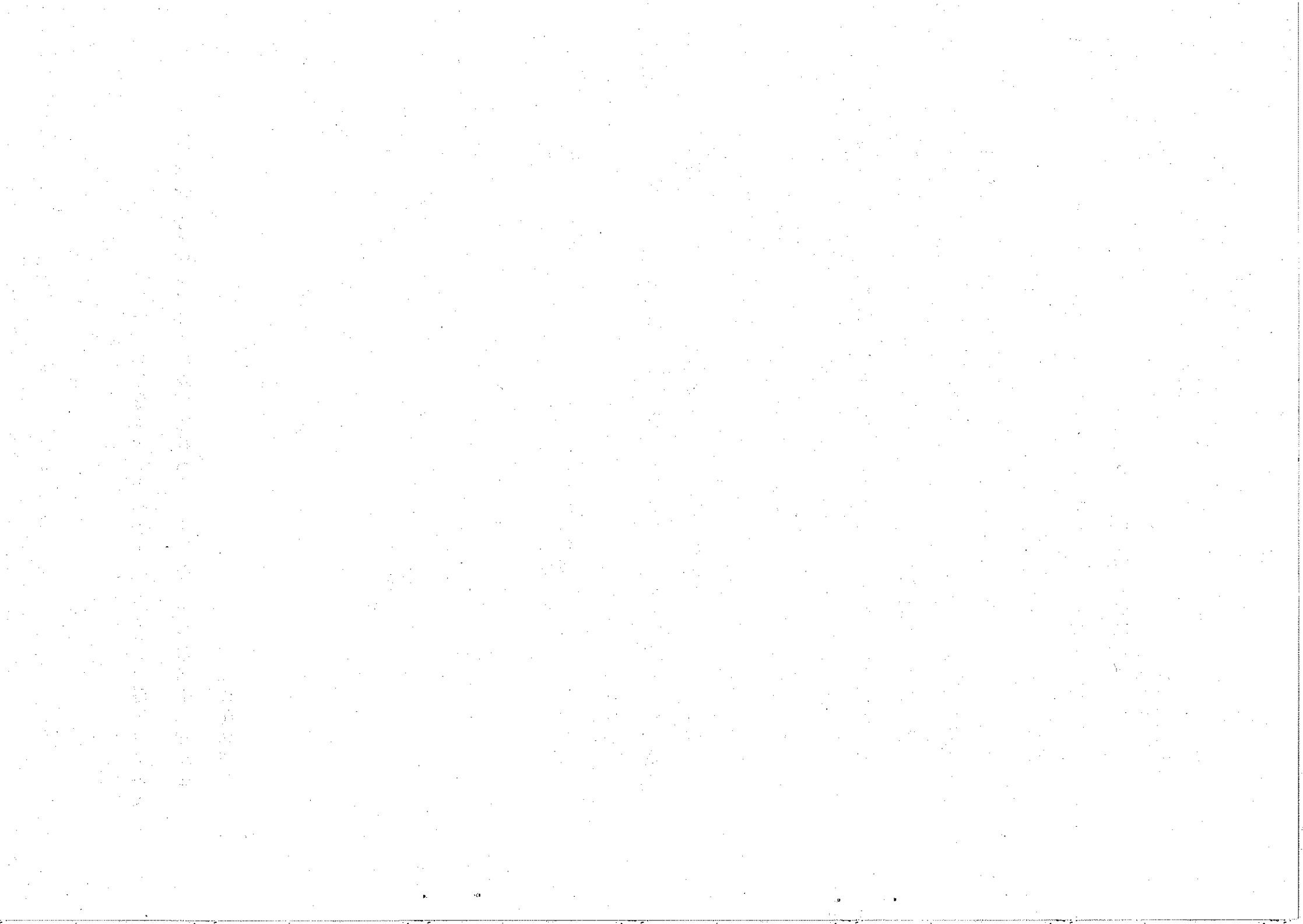
第六条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号及び第三号中「うめる」を「埋める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第六十二号議案

箕面市立多文化交流センター条例制定の件

箕面市立多文化交流センター条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立多文化交流センター条例

(設置)

第一条 国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の発展を目指し、市民の交流及び相互理解を促進するため、箕面市立多文化交流センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立多文化交流センター	箕面市小野原西五丁目二番三六号
(事業)	

第二条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 市民が相互に交流する場及び学習機会を提供する事業
- 二 地域の国際化に関する情報の収集及び発信並びに相談に関する事業
- 三 センターの施設の利用に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

四条の二第三項の規定によりセンターの管理を市長が指定する法人その

他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 前条の事業の実施に関すること。

二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他市長が定める書類を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効果的に実施できること。

三 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（変更の届出）

第五条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第六条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しく

は一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第七条 センターの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 センターの休館日は、月曜日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可等)

第八条 センターの会議室等（以下単に「会議室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の期間の制限)

第九条 会議室等は、引き続き五日以上利用することができない。ただし、

指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第十条 利用者は、会議室等を利用するに当たつて、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするとときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十一條 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十三条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用の許可の取消し等)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の

許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 暴力団の利益になるとき。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと市長が認めるとき。

(利用料金)

第十四条 利用者及びセンターの駐車場を利用する者（以下これらを「利用者等」という。）は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十五条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講

じなければならぬ。

2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に
関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第三号又
は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見
を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第十一条第三号又は
第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を
聴くことができる。

(原状回復義務)

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第六条の
規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全
部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた施設、
附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が
特にやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者等は、センターの施設、附属設備等を破
損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を
賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認められた
場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 指定管理者及び利用者は、センターに関する使用の権利及び許
可を受けたセンターの利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸して
はならない。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

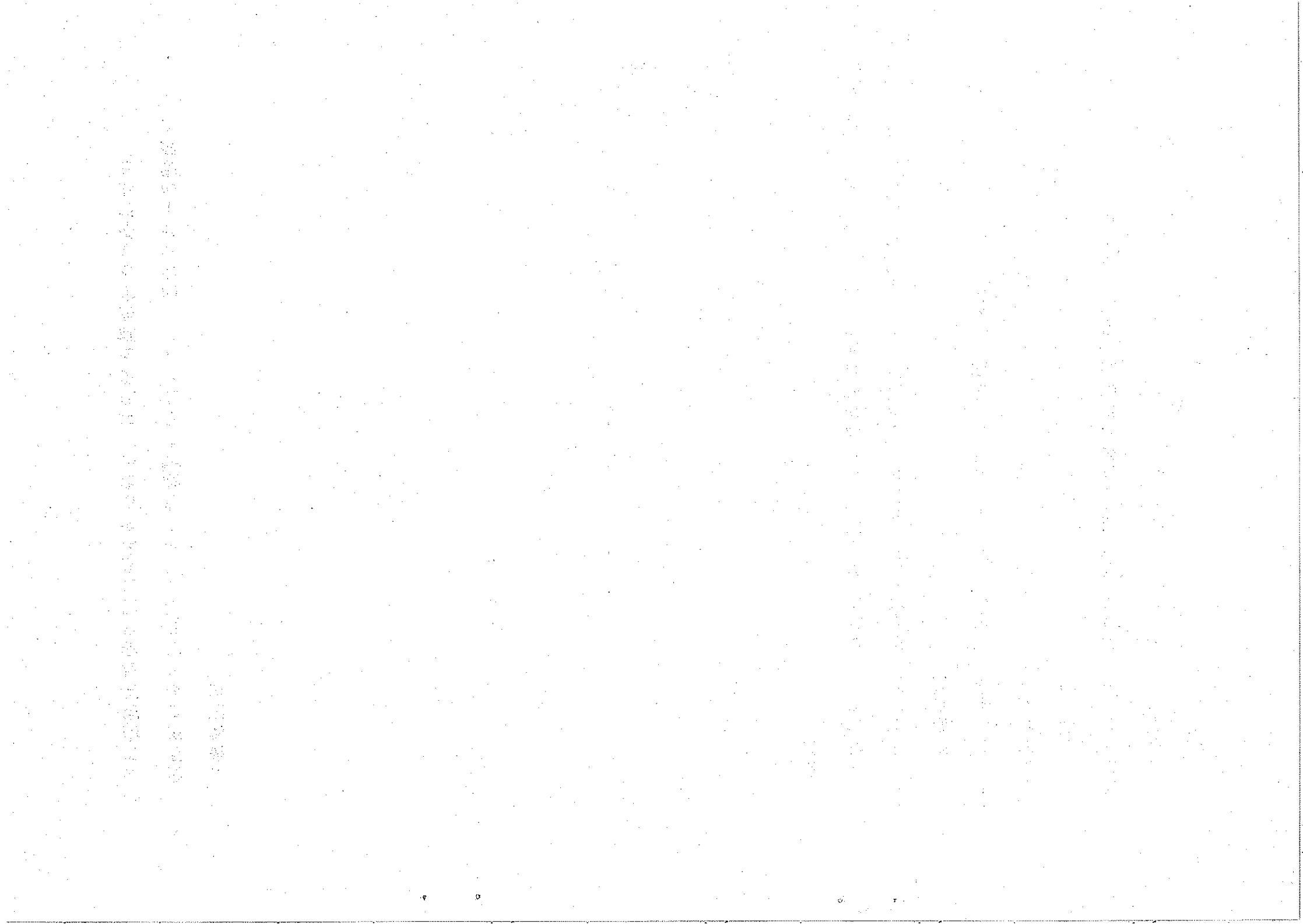
1 この条例は、平成二十五年五月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

箕面市立多文化交流センターを設置するとともに、同センターの管理について指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。



第六十�号議案

箕面市立図書館条例改正の件

箕面市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立図書館条例の一部を改正する条例

箕面市立図書館条例（昭和四十一年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表地区図書館の部に次のように加える。

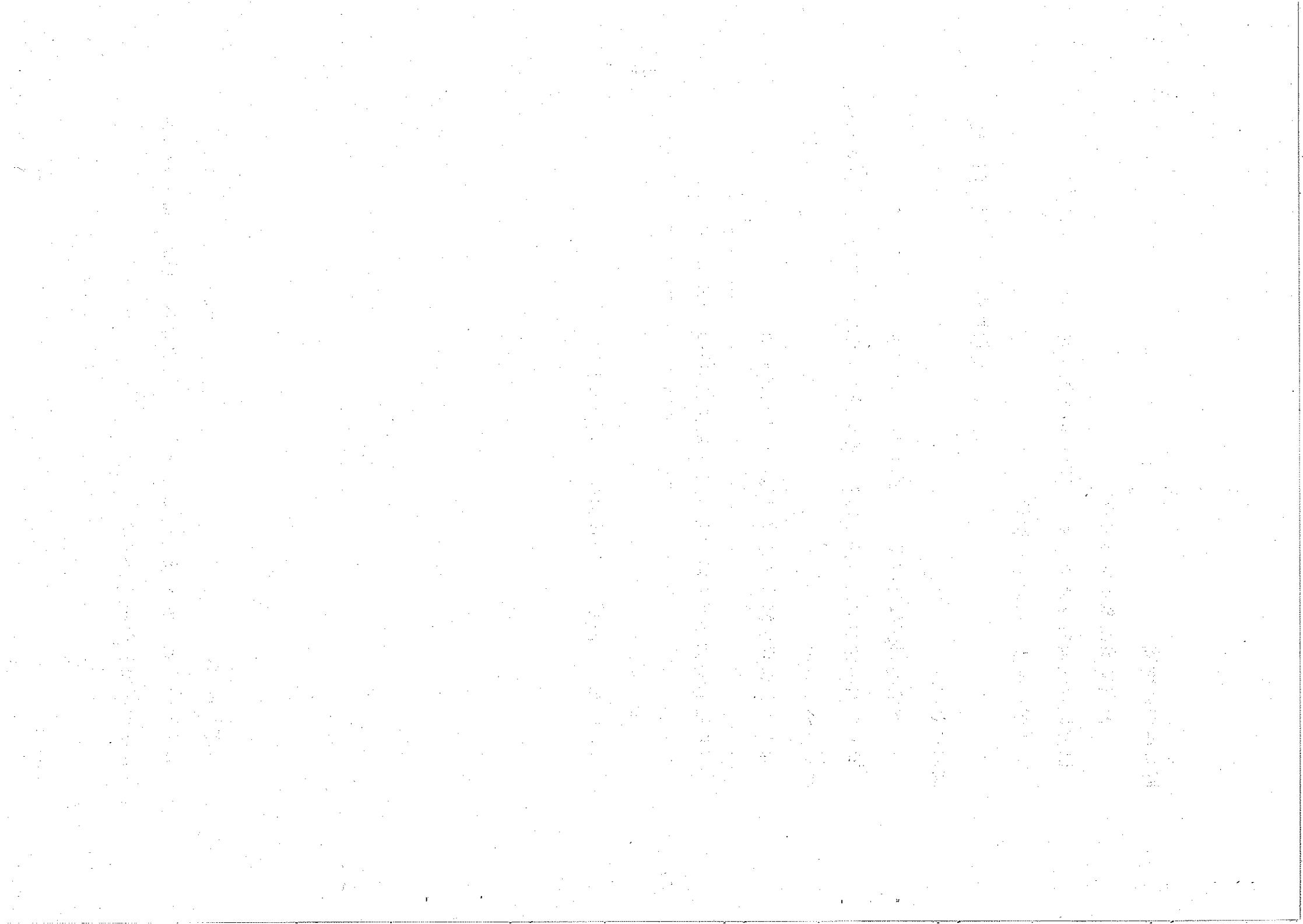
箕面市立小野原図書館	箕面市小野原西五丁目二番三六号
------------	-----------------

附 則

この条例は、平成二十五年五月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立小野原図書館の新設に伴い、その名称及び位置を定めるため、本条例を改正するものである。



第六十四号議案

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「十二歳」を「十五歳」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

第三条第一項中「（児童については、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに食事の提供たる療養に係るものに限る。）」を削る。

第四条ただし書を削る。

第七条の二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、な

お従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に新条例第二条の規定による対象者については、新条例第三条の二、第四条及び第五条の規定にかかわらず、市長は、規則の定めるところにより、当該対象者に対して医療証を交付するものとし、施行日以後に係る医療費の助成を行うものとする。

(提案理由)

子どもの医療費を助成する対象者の年齢を引き上げるため、本条例を改正するものである。

第六十五号議案

箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の規制に関する条例に関する条例制定の件

箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の規制に関する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市条例第
号
箕面市長 倉田哲郎

箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、その開放的な空間が住区の都市環境の一角落を形成してきた大規模な調整池が青空駐車場等に転用された後に宅地等へ再転用されることを規制することにより、周辺住民の居住環境に影響することに配慮するとともに、住区の都市環境に調和した土地利用とし、もって秩序あるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整池 宅地開発に伴い整備された雨水の流出を抑制する施設をいう。

二 青空駐車場等 調整池を造成等により転用したものであつて、青空

駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第四号に規定する自動車の駐車の用に供する施設であつて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項（いずれも

同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。)、資材置場その他これに類するものをいう。

三 宅地等 建築物の建築を目的とした宅地その他これに類するものをいう。

四 建設行為 箕面市まちづくり推進条例(平成九年箕面市条例第二十二号)第二条第七号に規定する建設行為をいう。

五 再転用建設行為 青空駐車場等の全部又は一部を再び宅地等に転用する建設行為をいう。

六 周辺住民 再転用建設行為を行おうとする土地に接する規則で定める範囲の土地及びその土地上の建物の所有者、管理者及び占有者をいう。

(再転用の禁止)

第三条 三千平方メートル以上の調整池から青空駐車場等に転用された土地の所有者(使用者を含む。)は、当該土地の再転用建設行為を行つてはならない。

(工事協定書の締結による再転用)

第四条 前条に規定する土地の所有者は、当該土地の再転用建設行為に係る工事の内容について周辺住民に説明を行い、その理解を得て、あらかじめ周辺住民と規則で定める工事協定書を締結したときは、前条の規定にかかわらず、当該再転用建設行為を行うことができる。

(再転用の手続)

第五条 前条の規定により周辺住民と工事協定書を締結した者は、箕面市まちづくり推進条例第二十条第一項の規定による協議の場合は協議した結果に係る書面の提出までに、同条例第二十条の二第一項の協議の場合

は事前協議書の提出までに、当該工事協定書を市長に提出しなければならない。

(委任)

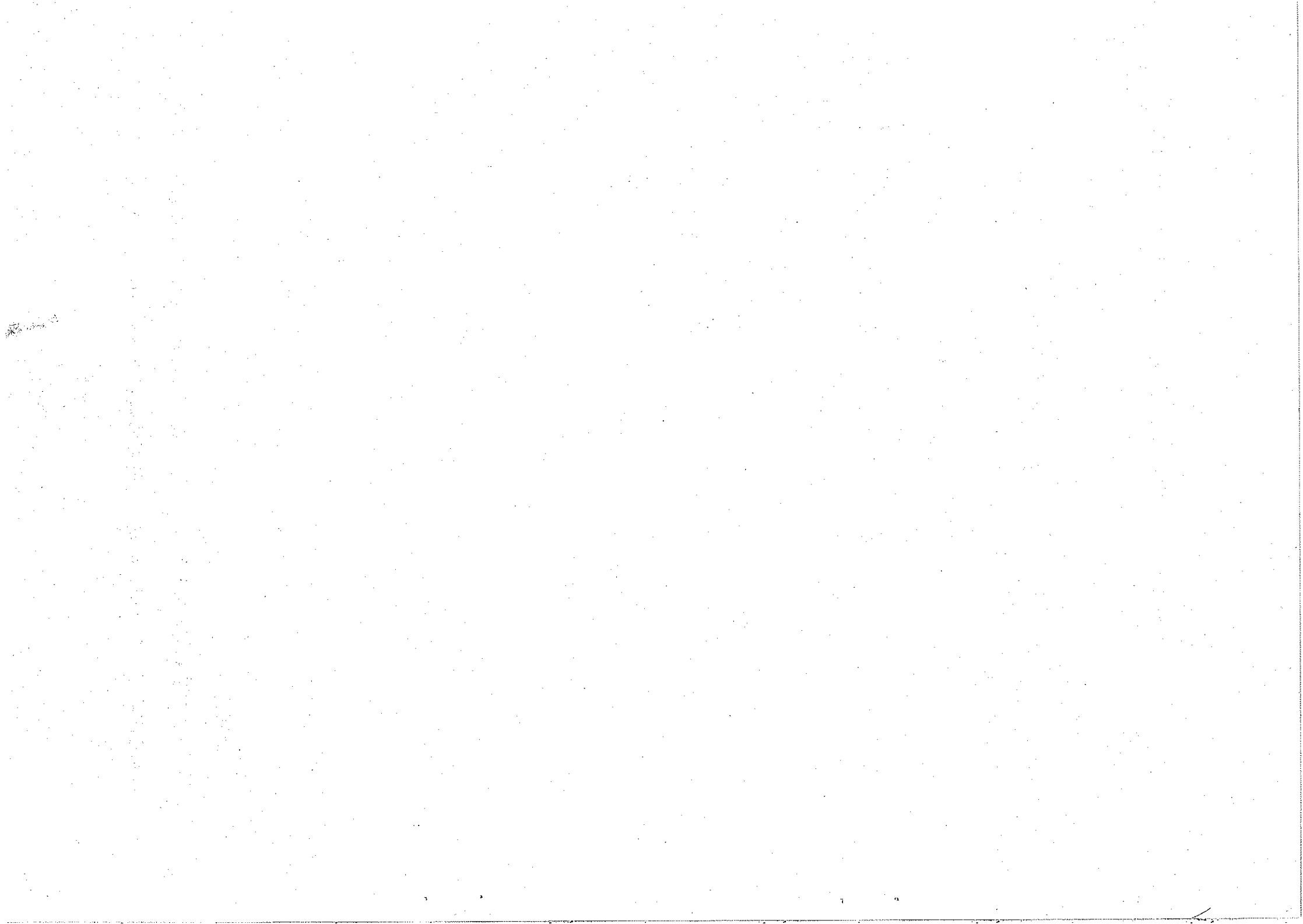
第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(提案理由)

大規模な調整池が青空駐車場等に転用された後に宅地等に再転用されることの規制について定めるため、本条例を制定するものである。



第六十六号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改

正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一
年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（利益の処分等）

第四条の二 水道事業及び下水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）がある場合において、事業年度末日において企業債を有するときは、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立てることができる。

3

前二項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の使途には使用することができない。ただし、当該目的以外の使途に使用することについて議会の議決を経た場合においては、この限りでない。

一 減債積立金　企業債の償還に充てる目的

二 建設改良積立金　建設改良工事に充てる目的

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条の二の規定は、平成二十三年度に生じた利益の処分から適用する。

(提案理由)

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の改正に伴い、毎事業年度生じた利益の処分について条例で定めるため、本条例を改正するものである。

第六十七号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（急速充電設備）

第十一條の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- 一 その筐体^{きょうたい}は、不燃性の金属材料で造ること。
- 二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- 四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

五　急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

六　急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

七　漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

八　電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

九　異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十　急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

十一　自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十二　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ　電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ　異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十四　急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、

油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

第十二条第二項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号の二」を「第十二条第一項第三号の二」に改め、同条第四項中「前条第一項第七号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

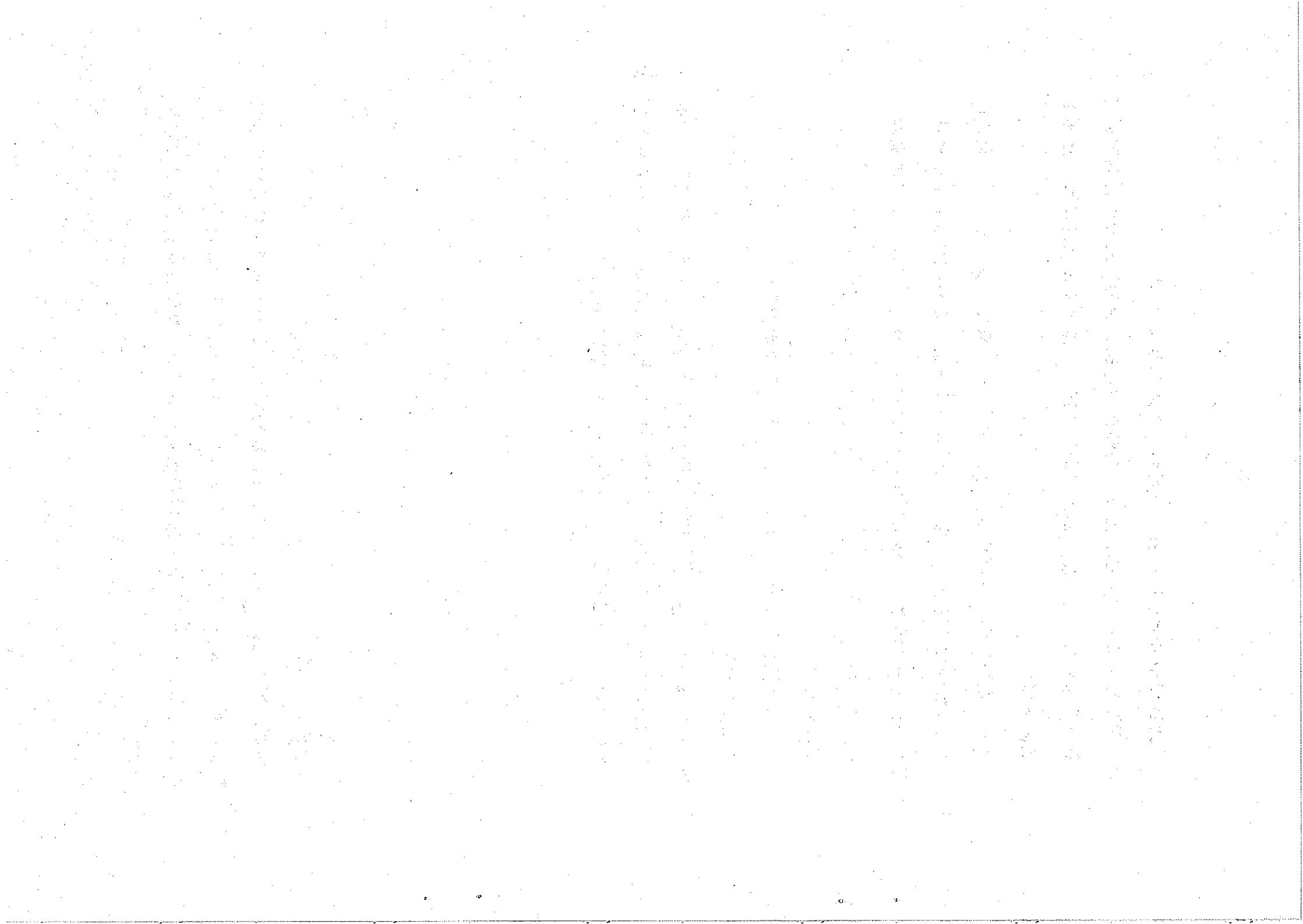
- 1 この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の箕面市火災予防条例第十二条の二の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第68号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定する。

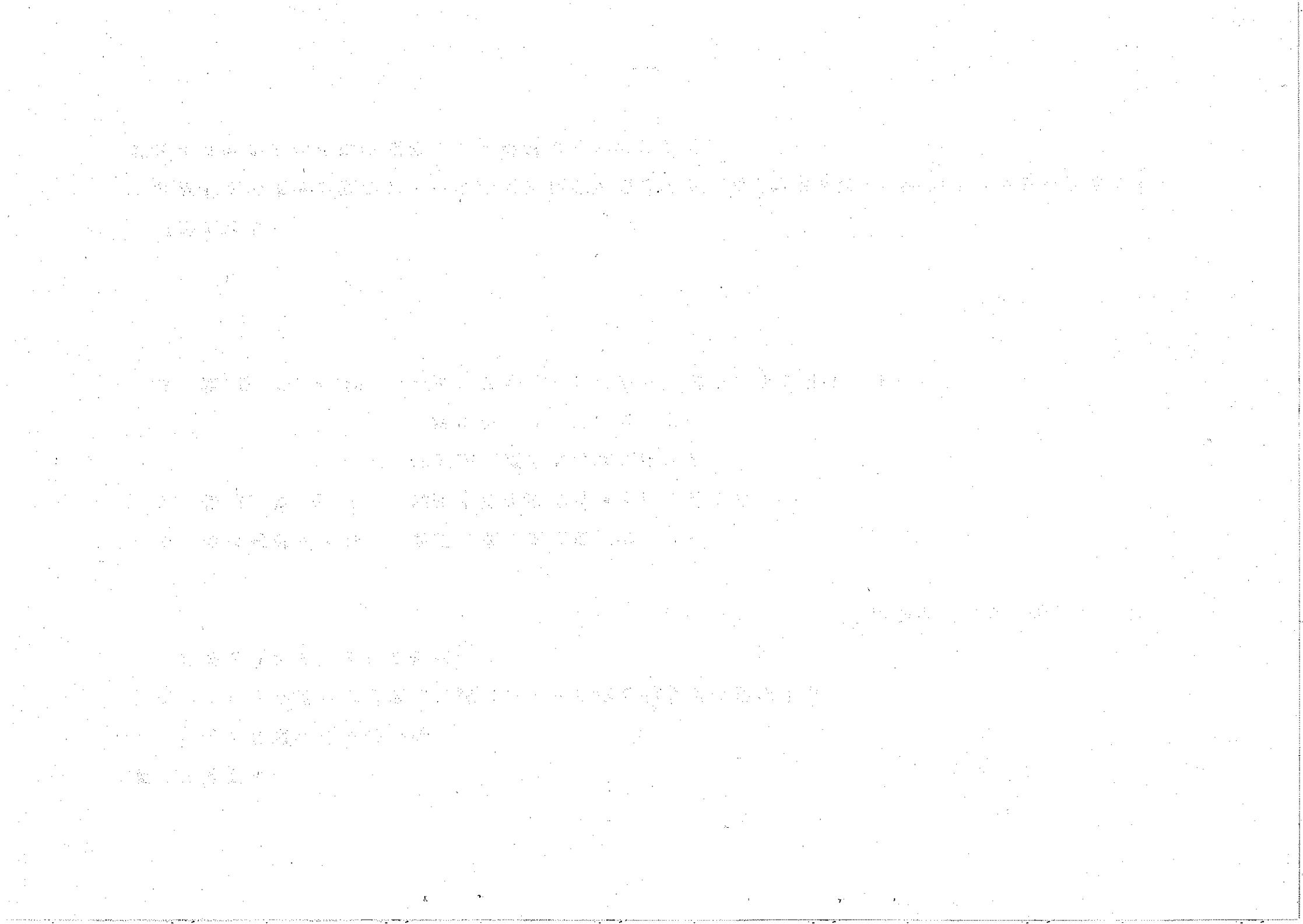
平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立多文化交流センター
- 2 指定管理者 箕面市粟生間谷西一丁目2番1号
財団法人箕面市国際交流協会
理事長 萩野克彦
- 3 指定の期間 平成25年5月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。



第69号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,346千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,066,484千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 岐入歳出予算補正

-42-

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
15 府 支 出 金	2 府 换 助 金	2,606,396	115,368	2,721,764
歳 入 合 計		38,893,138	173,346	39,066,484

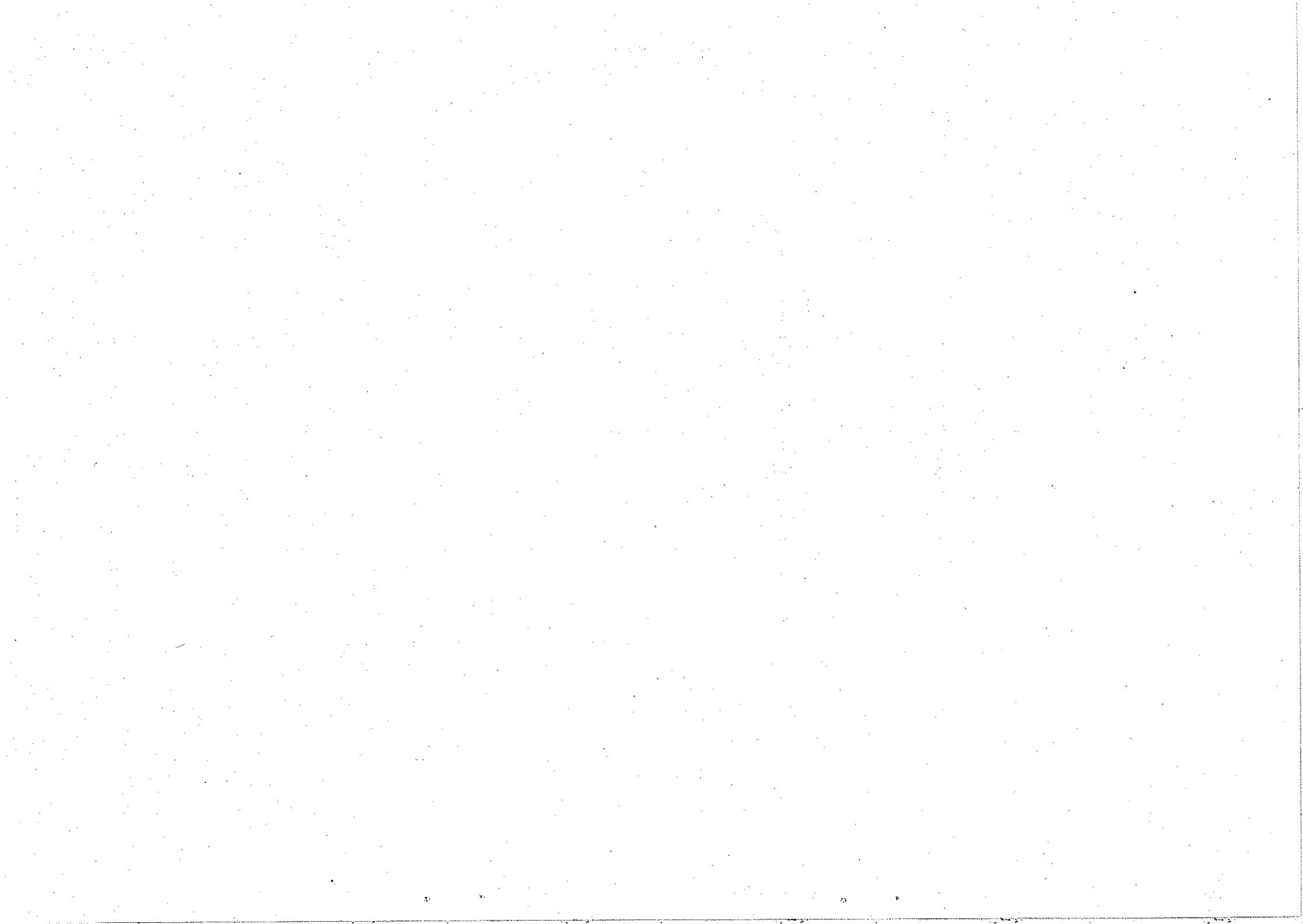
歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	1 総務管理費	5,700,168 4,942,263	107,561 107,561	5,807,729 5,049,824
3 民生費	1 社会福祉費	15,859,332 4,928,930	10,369 10,369	15,869,701 4,939,299
4 衛生費	1 保健衛生費	3,833,277 970,004	5,030 5,030	3,838,307 975,034
7 商工費	1 商工費	224,495 189,137	3,657 3,657	228,152 192,794
10 教育費	1 教育総務費	4,388,271 1,392,441	46,729 6,035	4,435,000 1,398,476
	5 社会教育費	1,017,251	40,694	1,057,945
歳出合計		38,893,138	173,346	39,066,484

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We have now an opportunity to show our real character. If we do not stand up for the Constitution, we shall become a nation of cowards, and we shall deserve all the punishment we get.

平成24年度
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第4号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株式等譲渡所得割交付金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	0	136,000
10 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	614,873	0	614,873
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	0	5,179,597
15 府 支 出 金	2,606,396	115,368	2,721,764
16 財 産 収 入	522,239	0	522,239
17 寄 附 金	4,001	0	4,001
18 繰 入 金	636,045	0	636,045
19 繰 越 金	2,699	0	2,699
20 諸 収 入	1,102,838	0	1,102,838
21 市 債	3,039,980	0	3,039,980
歳 入 合 計	38,893,138	173,346	39,066,484

歳出

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計
			千円
1 議会費	455, 385	0	455, 385
2 総務費	5, 700, 168	107, 561	5, 807, 729
3 民生費	15, 859, 332	10, 369	15, 869, 701
4 衛生費	3, 833, 277	5, 030	3, 838, 307
5 勤労費	117, 182	0	117, 182
6 農林水産業費	119, 511	0	119, 511
7 商工費	224, 495	3, 657	228, 152
8 土木費	3, 420, 653	0	3, 420, 653
9 消防費	1, 170, 532	0	1, 170, 532
10 教育費	4, 388, 271	46, 729	4, 435, 000
11 災害復旧費	20, 000	0	20, 000
12 公債費	3, 533, 582	0	3, 533, 582
13 諸支出金	750	0	750
14 予備費	50, 000	0	50, 000
歳出合計	38, 893, 138	173, 346	39, 066, 434

補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特	定	財 源	
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
49,583	0	0	57,978
10,369	0	0	0
5,030	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,657	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
46,729	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
115,368	0	0	57,978

2歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

-50-

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
1 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
1 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
15 府 支 出 金	2,606,396	115,368	2,721,764
2 府 補 助 金	945,418	115,368	1,060,786
4 労 働 費 府 補 助 金	341,957	115,368	457,325

節	説明	明
区分	金額	千円
1 地方交付税	1 普通交付税 補正後 807,978,000円—補正前 750,000,000円	57,978
1 労働諸費補助金	1 緊急雇用創出事業費補助金 補正後 409,067,000円—補正前 293,699,000円	115,368

3歳出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	千円	千円	千円	千円
2	総務費	5,700,168	107,561	5,807,729	府支出金 一般財源 49,583
1	総務管理費	4,942,263	107,561	5,049,824	府支出金 一般財源 49,583
1	一般管理費	1,495,584	49,583	1,545,167	府支出金 一般財源 57,978
15	自治振興費	70,457	57,978	128,435	一般財源 57,978
3	民生費	15,859,332	10,369	15,869,701	府支出金 10,369
1	社会福祉費	4,928,930	10,369	4,939,299	府支出金 10,369
1	社会福祉総務費	825,714	10,369	836,083	府支出金 10,369
4	衛生費	3,833,277	5,030	3,838,307	府支出金 5,030
1	保健衛生費	970,004	5,030	975,034	府支出金 5,030
2	予防費	673,165	5,030	678,195	府支出金 5,030
7	商工業費	224,495	3,657	228,152	府支出金 3,657
1	商工业費	189,137	3,657	192,794	府支出金 3,657
2	商工業振興費	69,014	3,657	72,671	府支出金 3,657
10	教育費	4,388,271	46,729	4,435,000	府支出金 46,729
1	教育総務費	1,392,441	6,035	1,398,476	府支出金 6,035
3	教育指導費	742,835	6,035	748,870	府支出金 6,035
5	社会教育費	1,017,251	40,694	1,057,945	府支出金 40,694

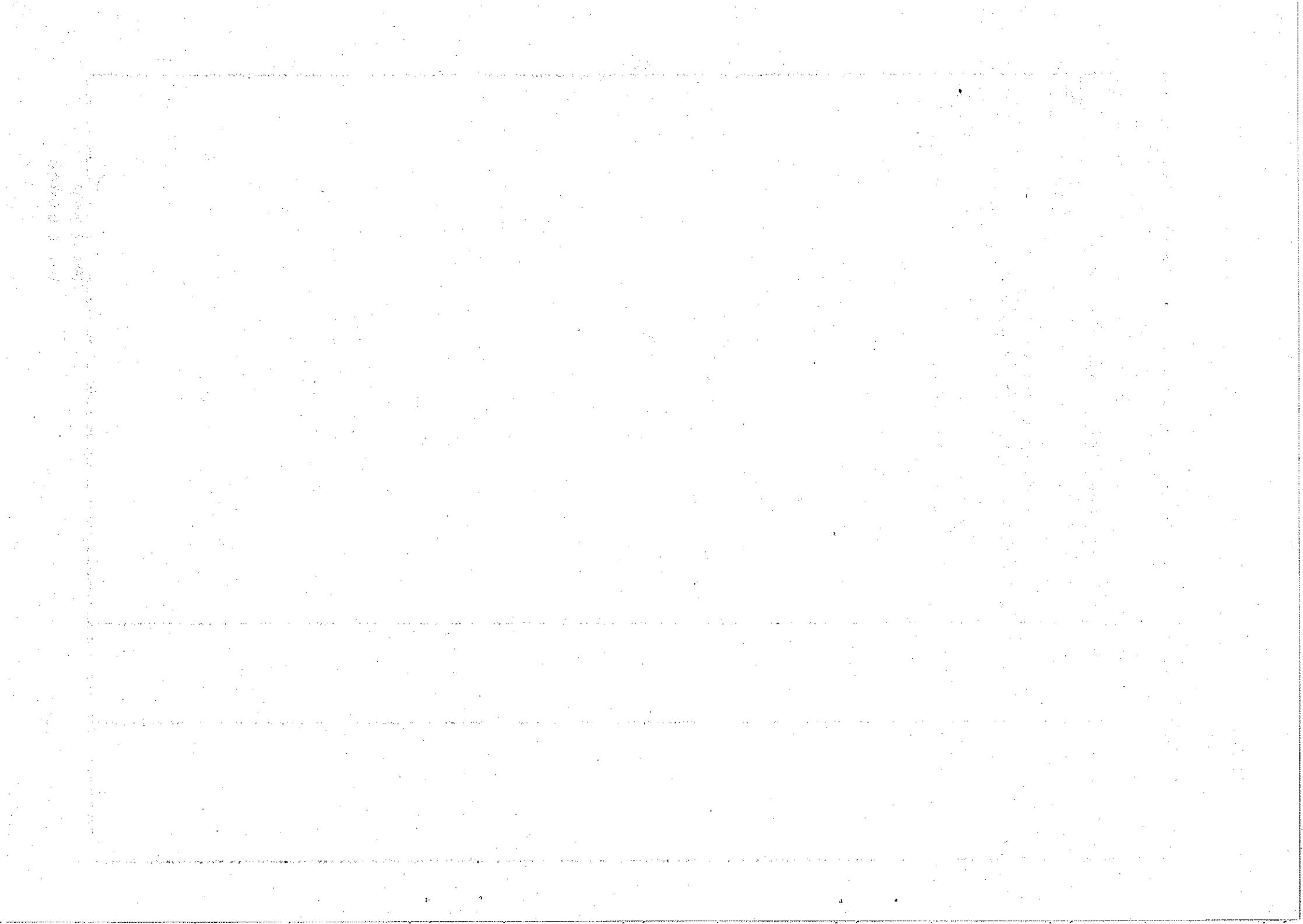
節	説明	区 分	金額
			千円
13 委託料	49,583	52 行政基礎情報デジタル化事業（緊急雇用）【総務課】 13 委託料 1 委託料 行政基礎情報デジタル化業務委託	49,583 49,583 49,583
19 負担金補助及び交付金	57,978	52 自治振興補助事業（臨時）【文化・市民活動促進課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 コミュニティ振興費補助金	57,978 57,978 57,978
13 委託料	10,369	52 災害時要継続支援者リスト整備事業（緊急雇用）【健康福祉政策課】 13 委託料 1 委託料 災害時要継続支援者リスト整備委託	10,369 10,369 10,369
13 委託料	5,030	54 健康づくりのための運動習慣推進事業（緊急雇用）【健康増進課】 13 委託料 1 委託料 健康づくりのための運動習慣推進業務委託	5,030 5,030 5,030
13 委託料	3,657	54 箕面駅周辺にぎわい創出事業（緊急雇用）【箕面営業課】 13 委託料 1 委託料 箕面駅周辺にぎわい創出事業委託	3,657 3,657 3,657
13 委託料	6,035	65 校務情報管理帳票作成支援員配置事業（緊急雇用）【教育センター】 13 委託料 1 委託料 校務情報管理帳票作成支援員配置委託	6,035 6,035 6,035

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

科	目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
10	5	1 社会教育総務費	653,142	9,785	千円 662,927 府支出金 9,785
		3 図書館費	110,359	30,909	141,268 府支出金 30,909

区分	金額	説明
13 委託料	9,785 千円	59 野猿農業被害防止対策事業（緊急雇用）【文化財保護担当】 9,785 千円
		13 委託料
		1 委託料
		野猿農業被害防止対策業務委託 9,785 千円
13 委託料	30,909	53 図書館接遇等向上事業（緊急雇用）【中央図書館】 30,909 千円
		13 委託料
		1 委託料
		図書館接遇等向上支援委託 30,909 千円

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費



第70号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度箕面市的一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799,266千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,865,750千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 賃入歳出予算補正

-58-

歳 入		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 地 方 特 例 交 付 金		1 地 方 特 例 交 付 金	136,000	△15,280	120,720
10 地 方 交 付 税		1 地 方 交 付 税	927,978	277,619	1,205,597
14 国 庫 支 出 金		1 国 庫 支 出 金	5,179,597	53,180	5,232,777
15 府 支 出 金		1 国 庫 負 担 金	4,163,123	8,080	4,171,203
		4 国 庫 交 付 金	827,176	45,100	872,276
		2 府 捕 助 金	2,721,764	250,078	2,971,842
		4 府 交 付 金	1,060,786	245,163	1,305,949
17 寄 附 金			293,467	4,915	298,382
18 緑 入 金		1 寄 附 金	4,001	5,849	9,850
				5,849	9,850
19 緑 越 金		2 他 会 計 緑 入 金	636,045	2,936	638,981
			0	2,936	2,936
20 諸 収 入		1 緑 越 金	2,699	5,939	8,638
				5,939	8,638
21 市 債		6 雜 入	1,102,838	55,645	1,158,483
			476,348	55,645	531,993
		1 市 債	3,039,980	163,300	3,203,280
歳 入 合 計			39,066,484	799,266	39,865,750

歳出

歳出		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	1 総務管理費	5,807,729	309	5,808,038
	3 戸籍住民基本台帳費	5,049,824	1,569	5,051,393
3 民生費	1 社会福祉費	259,144	△1,260	257,884
	2 児童福祉費	15,869,701	117,153	15,986,854
4 衛生費	4 国民健康保険費	5,811,210	90,825	5,902,035
	1 保健衛生費	927,768	△12,684	915,084
8 土木費	1 清掃費	3,838,307	36,406	3,874,713
	2 道路橋りょう費	975,034	40,598	1,015,632
9 消防費	3 市民医療総合施設交賃費	2,061,292	△4,203	2,057,089
	4 都市計画費	800,436	11	800,447
10 教育費	2 道路橋りょう費	3,420,653	16,160	3,437,137
	1 消防費	539,761	555,921	
13 諸支出金	4 都市計画費	952,182	324	952,506
	1 教育総務費	1,170,532	6,819	1,177,351
	3 中学校費	4,435,000	581,804	5,016,804
	6 保健体育費	1,398,476	4,324	1,402,800
	1 諸費用	338,825	33,528	372,353
	6 保健体育費	488,261	543,952	1,032,213
	1 諸費用	750	40,291	41,041
	1 諸費用	750	40,291	41,041
歳出合計		39,066,484	799,266	39,865,750

第2表 継続費補正

- 60 -

款 項	事業名	補正前		補正後	
		総額	年度	年割額	総額
3 民生費	1 社会福祉費 障害者福祉事業 シテ新規 （継続事業）	千円	千円	千円	千円
				59,347	平成24年度 39,012
					平成25年度 20,335
10 教育費	3 中学校費 第五中学校 校舎整備 （継続事業）			83,320	平成24年度 33,328
					平成25年度 49,992
10 教育費	6 保健体育費 中学校給食室 （継続事業）			1,730,233	平成24年度 557,714
					平成25年度 1,172,519

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
多文化交流センター管理運営事業			平成24年度から平成29年度	325,200千円
都市計画道路壹野東西線 道路改良事業			平成24年度から平成27年度	94,402千円

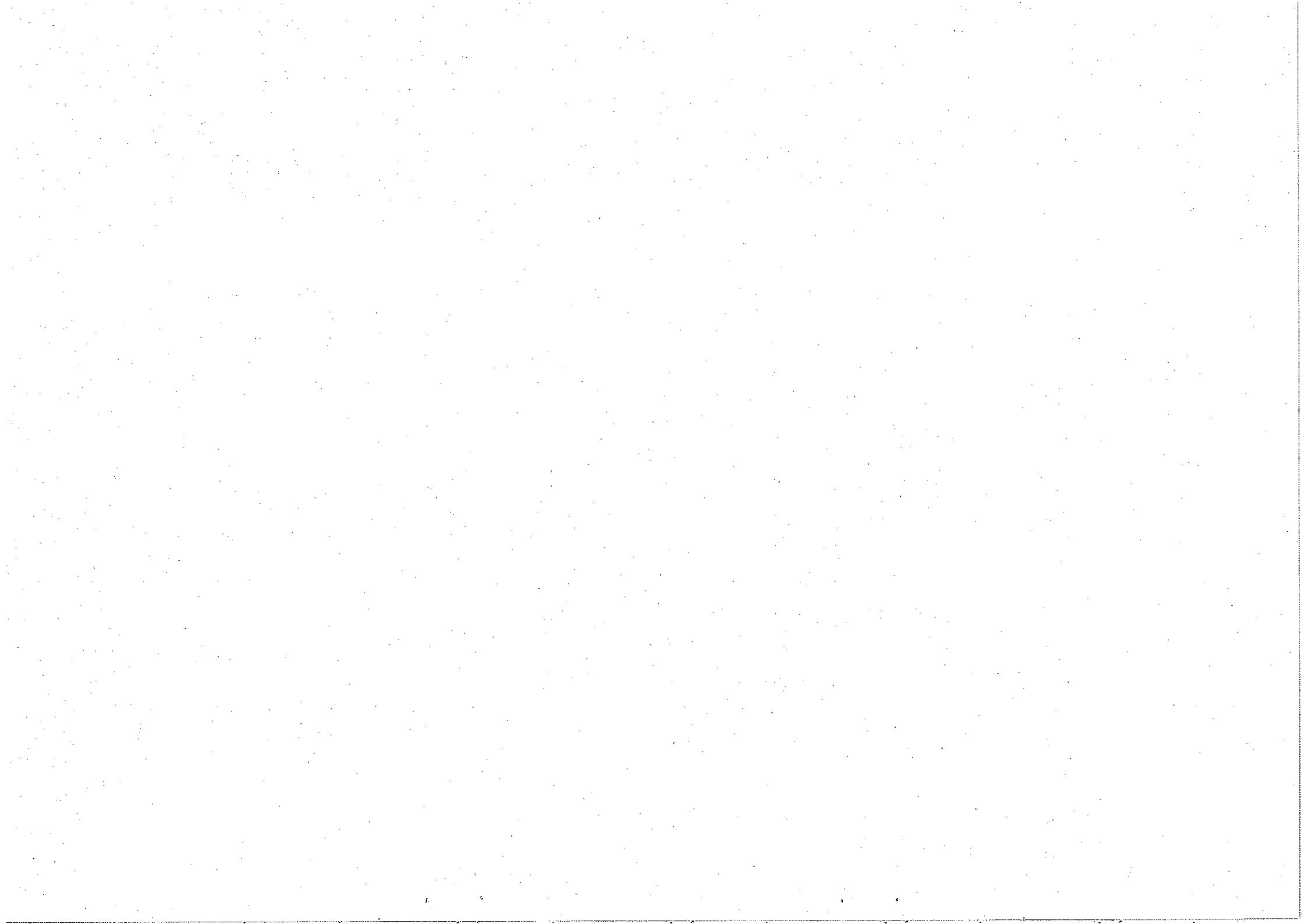
第4表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法						
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他		
		千円		%以内	年以内	年以内	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。			
義務施設整備事業	補正前	23,600	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。		
	補正後	35,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
中学校給食室整備事業	補正前								必要に応じて繰上償還することができる。		
	補正後	151,100	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等			

注) ただし、利率見直し方式による借り入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 24 年度
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算（第5号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株式等譲渡所得割交付金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	△15,280	120,720
10 地 方 交 付 税	927,978	277,619	1,205,597
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	614,873	0	614,873
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	53,180	5,232,777
15 府 支 出 金	2,721,764	250,078	2,971,842
16 財 産 収 入	522,239	0	522,239
17 寄 附 金	4,001	5,849	9,850
18 緑 入 金	636,045	2,936	638,981
19 緑 越 金	2,699	5,939	8,638
20 諸 収 入	1,102,838	55,645	1,158,483
21 市 債	3,039,980	163,300	3,203,280
歳 入 合 計	39,066,484	799,266	39,865,750

歳出

款	補正前の額	補正額	計
			千円
1 議会費	455,385	0	455,385
2 総務費	5,807,729	309	5,808,038
3 民生費	15,869,701	117,153	15,986,854
4 衛生費	3,838,307	36,406	3,874,713
5 労働費	117,182	0	117,182
6 農林水産業費	119,511	0	119,511
7 商工費	228,152	0	228,152
8 土木費	3,420,653	16,484	3,437,137
9 消防費	1,170,532	6,819	1,177,351
10 教育費	4,435,000	581,804	5,016,804
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,533,582	0	3,533,582
13 諸支出国	750	40,291	41,041
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	39,066,484	799,266	39,865,750

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源	
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千 円	千 円	千 円		千 円
0	0	0		0
0	0	160		149
29,661	0	404		87,088
0	0	1,109		35,297
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	324		16,160
0	0	6,105		714
273,597	163,300	200		144,707
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		40,291
0	0	0		0
303,258	163,300	8,302		324,406

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目	補正前の額	補正額	計
款 項			
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	△15,280	千円 △15,280 120,720
1 地 方 特 例 交 付 金	136,000	△15,280	120,720
1 地 方 特 例 交 付 金	136,000	△15,280	120,720
10 地 方 交 付 税	927,978	277,619	1,205,597
1 地 方 交 付 税	927,978	277,619	1,205,597
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	53,180	5,232,777
1 國 庫 負 担 金	4,163,123	8,080	4,171,203
1 民 生 費 国 庫 負 担 金	4,163,123	8,080	4,171,203
4 国 庫 交 付 金	827,176	45,100	872,276
5 教 育 費 国 庫 交 付 金	21,664	45,100	66,764
15 府 支 出 金	2,721,764	250,078	2,971,842
2 府 補 助 金	1,060,786	245,163	1,305,949
2 民 生 費 府 補 助 金	405,299	16,666	421,965
8 教 育 費 府 補 助 金	91,705	228,497	320,202
4 府 交 付 金	293,467	4,915	298,382
2 民 生 費 府 交 付 金	75,392	4,915	80,307
17 寄 附 金	4,001	5,849	9,850
1 寄 附 金	4,001	5,849	9,850
1 ふ る さ と 寄 附 金	4,001	5,849	9,850
18 総 入 金	636,045	2,936	638,981
2 他 会 計 繼 入 金	0	2,936	2,936

節	説明	
区分	金額	千円
1 地方特例交付金	△15,280	1 減収補てん特例交付金 補正後 120,720,000円 - 補正前 136,000,000円
1 地方交付税	277,619	1 普通交付税 補正後 1,085,597,000円 - 補正前 807,978,000円
2 児童福祉費負担金	8,080	6 児童扶養手当費負担金 補正後 144,622,000円 - 補正前 136,542,000円
2 中学校費交付金	45,100	1 学校施設環境改善交付金 45,100
2 児童福祉費補助金	16,666	21 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 63,674,000円 - 補正前 47,008,000円 16,666
2 中学校費補助金	228,497	1 中学校給食導入促進事業費補助金 補正後 244,920,000円 - 補正前 16,423,000円 228,497
2 児童福祉費交付金	4,915	1 子育て支援交付金 補正後 39,043,000円 - 補正前 34,128,000円 4,915
1 ふるさと寄附金	5,849	1 ふるさと寄附金 補正後 9,850,000円 - 補正前 4,001,000円 5,849

(款) 18 繰入金
(項) 2 他会計繰入金

(款) 18 繰入金
(項) 2 他会計繰入金

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款 項			
18 2 1 特別会計介護保険事業費 繰 入	0	2,936	2,936
19 繰 越 金	2,699	5,939	8,638
1 繰 越 金	2,699	5,939	8,638
1 前 年 度 繰 越 金	2,699	5,939	8,638
20 諸 収 入	1,102,838	55,645	1,158,483
6 雜 入	476,348	55,645	531,993
3 雜 入	278,267	54,045	332,312
4 過 年 度 収 入	0	1,600	1,600
21 市 債	3,039,980	163,300	3,203,280
1 市 債	3,039,980	163,300	3,203,280
5 敷 金 債	23,600	163,300	186,900

区 分	金 額	説 明
1 特 別 会 計 介護保険事業費 総 入	2,936 千円	1 特別会計介護保険事業費総入金 2,936 千円
1 前 年 度 緑 越 金	5,939	1 前年度緑越金 補正後 8,638,000円－補正前 2,699,000円 5,939
2 雜 入	54,045	25 消防団員等公務災害補償等共済基金助成金 1,416 44 消防賞じゆつ金共済会給付金 4,099 補正後 4,101,000円－補正前 2,000円 46 文化振興事業団補助金返還金 48,530
1 過 年 度 収 入	1,600	1 過年度收入 平成23年度生活保護費府負担金 1,600
2 中学校事業債	12,200	7 第五中学校整備事業債 12,200
3 保 健 体 育 債 事 業 債	151,100	1 中学校給食室整備事業債 151,100

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	目		千円	千円
2	総務費	5,807,729	309	5,808,038	寄附金 一般財源
1	総務管理費	5,049,824	1,569	5,051,393	寄附金 一般財源
1	一般管理費	1,545,167	△1,855	1,543,312	一般財源 △1,855
5	財産管理費	157,276	160	157,436	寄附金 160
8	公平委員会費	676	1,232	1,908	一般財源 1,232
9	人事管理費	887,416	1,909	889,325	一般財源 1,909
12	職員研修費	14,085	123	14,208	一般財源 123
3	戸籍住民基本台帳費	259,144	△1,260	257,884	一般財源 △1,260
1	戸籍住民基本台帳費	259,144	△1,260	257,884	一般財源 △1,260
3	民 生 費	15,869,701	117,153	15,986,854	国庫支出金 府支出金 寄附金 一般財源 8,080 21,584 404 87,088
1	社会福祉費	4,939,299	39,012	4,978,311	一般財源 39,012
11	障害福祉費	1,923,780	39,012	1,962,792	一般財源 39,012

区分	金額 千円	説明	明
2 給 料	△1,155	1 人件費(一般管理費特別融給)【職員課】 2 給 料	△1,855
3 職員手当等	△700	1 特別職給 市長 副市長 3 職員手当等 4 地域手当 11 期末勤勉手当	△1,155
25 積立金	160	50 基金積立事業(総務費)【財政経営課】 25 積立金 2 財政調整基金積立金	△808 △347 △700 △138 △562 160
1 報酬	1,232	1 公平委員会運営事業【公平委員会事務局】 1 報酬 2 委員報酬 公平委員会委員	1,232 1,232 1,232 1,232
12 役務費	360	7 職員採用事業【人材育成担当】 12 役務費 1 通信運搬費	1,909 360 360
13 委託料	1,450	13 委託料 1 委託料 適性検査判定委託他	1,450 1,450 1,450
14 使用料及 料	99	14 使用料及 料 賃借料 1 使用料	99 99
11 需用費	123	1 職員研修事業【人材育成担当】 11 需用費 1 消耗品費	123 123 123
13 委託料	△1,260	51 住民基本台帳法改正対策事業【窓口課】 13 委託料 1 委託料 住民情報システム改修委託	△1,260 △1,260 △1,260
14 使用料及 料	323	13 委託料 1 委託料 システム導入委託他	38,689 38,689
13 委託料	38,689	53 障害福祉システム更新事業(維持費)【障害福祉課】	39,012
14 使用料及 料			

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項				
3	1 11[障害福祉費]				
2	児童福祉費	5,811,210	90,825	5,902,035	国庫支出金 8,080 府支出金 21,581 寄附金 404 一般財源 60,750
1	児童福祉総務費	2,791,874	25,124	2,816,998	国庫支出金 8,080 寄附金 404 一般財源 16,640
2	児童福祉施設費	1,314,980	53,395	1,368,375	府支出金 21,581 一般財源 31,814

節	金額	説明
区分	千円	
1 報酬	369	22 児童扶養手当給付事業【子ども支援課】 20 扶助費 1 扶助費 児童扶養手当
8 報償費	20	24, 241 24, 241
9 旅費	59	51 未来子ども基金積立事業【子ども政策課】 25 積立金 18 未来子ども基金積立金 404
11 需用費	5	404
12 役務費	18	404
14 使用料及び賃借料	8	1 報酬 3 非常勤職員報酬 保育所民営化法人選定委員会委員 369
20 扶助費	24, 241	479
25 積立て金	404	8 報償費 1 報酬 1 費用弁償 一時保育謝礼 20 59
9 旅費		59
11 需用費		5
12 役務費		5
14 使用料及び賃借料		18
13 委託料	10, 961	1 通信運搬費 1 使用料 6 簡易保育施設築充実事業【幼児育成課】 6, 235
19 負担金補助及び交付金	42, 434	13 委託料 簡易保育業務委託 6, 235
		50 箕面森町保育所施設整備費補助等事業【幼児育成課】 19 負担金補助及び交付金 2 極助金 施設整備費補助金 18, 750
		56 保育所施設整備費補助等事業【幼児育成課】 13 委託料 1 委託料 測量委託他 19 負担金補助及び交付金 28, 410 4, 726 4, 726 23, 684

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円
款 項				
3 2 [児童福祉施設費]				
5 子どもの医療助成費	208,555	12,306	220,861	一般財源 12,306
4 国民健康保険費	927,768	△12,684	915,084	一般財源 △12,684
1 国民健康保険費	927,768	△12,684	915,084	一般財源 △12,684
4 衛 生 費	3,838,307	36,406	3,874,713	寄附金 1,109 一般財源 35,297
1 保健衛生費	975,034	40,598	1,015,632	寄附金 1,098 一般財源 39,500
1 保健衛生給務費	185,903	1,098	187,001	寄附金 1,098
2 予 防 費	678,195	39,500	717,695	一般財源 39,500
2 清掃費	2,061,292	△4,203	2,057,089	一般財源 △4,203
1 清掃総務費	842,733	△153	842,580	一般財源 △153
2 墓苑処理費	229,182	△3,467	225,715	一般財源 △3,467

区分	金額 千円	説明
		2 極 助 金
11 需用費	677	50 子どもの医療費助成拡充事業【介護・福祉医療課】 施設整備準備費補助金 23,684
12 役務費	3,285	11 需用費 1 消耗品費 4 印刷製本費 封筒他 677 38 639
13 委託料	7,157	12 役務費 1 通信運搬費 13 委託料 システム修正委託他 7,157 3,285 7,157
18 備品購入費	1,187	18 備品購入費 1 庁用器具費 プリンタ 1,187 1,187
28 緑出金	△12,684	1 特別会計国民健康保険事業費緑出金(経常)【国保年金課】 △12,684 28 緑出金 3 特別会計国民健康保険事業費緑出金 △12,684 職員給与費等緑出 △12,684
25 積立金	1,098	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】 1,098 25 積立金 13 保健福祉総合推進基金積立金 1,098
11 需用費	221	6 予防接種事業【健康増進課】 39,500 11 需用費 4 印刷製本費 各種予防接種予診票他 221 221
12 役務費	137	12 役務費 1 通信運搬費 137 13 委託料 1 委託料 予防接種委託 39,142
13 委託料	△153	51 有機廃棄物資源化推進事業【環境整備課】 △153 13 委託料 1 委託料 生ごみ堆肥化委託他 △153 △153
13 委託料	△3,467	2 ごみ收集事業【環境整備課】 △3,467 13 委託料 1 委託料 △3,467

(款) 4 寄生費
(項) 2 清掃費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
4	2 [塵芥処理費]				
4	清掃工場費	978,551	△583	977,968	一般財源 △583
3	市民医療総合施設対策	800,436	11	800,447	寄附金 11
1	市民医療総合施設対策費	141,139	11	141,150	寄附金 11
8	土木費	3,420,653	16,484	3,437,137	寄附金 324 一般財源 16,160
2	道路橋りょう費	539,761	16,160	555,921	一般財源 16,160
1	道路橋りょう総務費	22,066	16,160	38,226	一般財源 16,160
4	都市計画費	952,182	324	952,506	寄附金 324
3	緑化推進費	16,649	236	16,885	寄附金 236
5	地域整備推進費	452,698	88	452,786	寄附金 88
9	消防費	1,170,532	6,819	1,177,351	寄附金 2,006 諸収入 4,099 一般財源 714
1	消防費				
1	常備消防費	1,028,502	6,819	1,035,321	寄附金 2,006 諸収入 4,099 一般財源 714

区 分	金 領	節	説	明
	千円		可燃ごみ・かん・びん収集委託	△3,467
13 委 託 料	△583	1 リサイクルセンター管理事業【リサイクルセンター】		△529
		13 委 託 料		△529
		1 委 託 料	資源選別委託他	△529
		2 市民工房運営事業【リサイクルセンター】		△54
		13 委 託 料		△54
		1 委 託 料	市民工房運営委託	△54
		55 基金積立事業(衛生費)【市立病院】		11
25 積 立 金	11	25 積 立 金		11
		6 市立病院医療体制整備基金積立金		11
19 負担金補助及び交付金	16,160	50 狹あい道路整備事業【道路課】		16,160
		19 負担金補助及び交付金		16,160
		2 極 助 金		16,160
		狭あい道路整備補助金		16,160
25 積 立 金	236	52 みどり支援基金積立事業【農とみどり政策課】		236
		25 積 立 金		236
		19 みどり支援基金積立金		236
25 積 立 金	88	51 交通施設整備基金積立事業【北急まちづくり推進課】		88
		25 積 立 金		88
		14 交通施設整備基金積立金		88
5 災 害 補 償 費	4,099	3 消防職員賞じゅつ金事業【消防本部総務課】		4,099
		5 災害補償費		4,099
11 需 用 費	450	2 消防職員消防賞じゅつ金		4,099
18 備 品 購 入 費	264	4 消防職員被服貸与事業【消防本部総務課】		714
		11 需 用 費		450
25 積 立 金	2,006	1 消耗品費		450
		18 備品購入費		264

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項				
9	1 [常備消防費]				
10	教育費	4,435,000	581,804	5,016,804	国庫支出金 45,100 府支出金 228,497 寄附金 200 市債 163,300 一般財源 144,707
1	教育総務費	1,398,476	4,324	1,402,800	一般財源 4,324
2	事務局費	477,643	2,177	479,820	一般財源 2,177
3	教育指導費	748,870	2,147	751,017	一般財源 2,147
3	中学校費	338,825	33,528	372,353	国庫支出金 5,318 寄附金 200 市債 12,200 一般財源 15,810
1	学校管理費	242,101	200	242,301	寄附金 200
3	教育施設費	42,014	33,328	75,342	国庫支出金 5,318 市債 12,200 一般財源 15,810
6	保健体育費	488,261	543,952	1,032,213	国庫支出金 39,782 府支出金 228,497 市債 151,100 一般財源 124,573
3	学校給食費	265,050	543,952	809,002	国庫支出金 39,782 府支出金 228,497 市債 151,100 一般財源 124,573

区分	金額	説明	千円
		1 庁用器具費 常備消防活動用	264
		50 あんしん消防救急基金積立事業【消防本部総務課】	2,006
		25 積立金	2,006
		20 あんしん消防救急基金積立金	2,006
13 委託料	2,177	60 訴訟関係事務経費【教職員課】	2,177
		13 委託料	2,177
		1 委託料 訴訟事件弁護士委託	2,177
1 報酬	2,147	63 教育専門員配置事業【教職員課】	2,147
		1 報酬	2,147
		3 非常勤職員報酬 教育専門員	2,147
11 需用費	200	56 第六中学校管理運営事業(臨時)【第六中学校】	200
		11 需用費	200
		6 修繕料 掲示板修繕	200
15 工事請負費	33,328	54 第五中学校エレベータ整備事業(維持費)【学校管理課】	33,328
		15 工事請負費	33,328
		1 工事請負費 エレベーター整備工事	33,328
13 委託料	△13,762	5 学校給食実施事業【学校給食推進担当】	△13,762
		13 委託料	△13,762
15 工事請負費	547,190	1 委託料 給食調理業務委託	△13,762
19 負担金補助 及び交付金	10,524	55 中学校給食室整備事業(維持費)【学校管理課】	557,714
		15 工事請負費 給食室増築等工事6校	547,190
		1 工事請負費	547,190
		給食室増築等工事6校	

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
10 6	3 [学校給食費]				
13 諸	支 出 金	750	40,291	41,041	一般財源 40,291

1 諸	費	750	40,291	41,041	一般財源	40,291
2 諸	費	0	40,291	40,291	一般財源	40,291

区 分	金額	説明
	千円	
		19 負担金補助及び交付金
		1 負 担 金
		水道口径別納付金
		10,524
		10,524
23 債還金利子 及び割引料	40,291	50 國庫負担金等返還事業【介護・福祉医療課】
		23 債還金利子及び割引料
		1 債還金
		平成23年度老人保健医療費国庫負担金等 返還金
		4,313
		4,313
		51 府交付金返還事業【子ども政策課】
		23 債還金利子及び割引料
		1 債還金
		平成23年度地域福祉・子育て支援府交付 金返還金
		5
		5
		52 國庫負担金等返還事業【障害福祉課】
		23 債還金利子及び割引料
		1 債還金
		平成23年度障害者自立支援給付費等負担 金返還金他
		35,973
		35,973

給 与 費

1 特別職

		給 与			
区分	職員数 (人)	報酬	給料	期末手当	年間支給率 (月分)
		(千円)	(千円)		
補正後	長等	3	28,052	12,101	3.90
	議員	23	169,040	65,784	3.90
	その他の特別職	1,619	281,306		
	計	1,645	450,346	28,052	77,885
	長等	3	29,207	12,663	3.90
補正前	議員	23	169,040	65,784	3.90
	その他の特別職	1,611	277,558		
	計	1,637	446,598	29,207	78,447
	長等		△ 1,155		△ 562
	議員				
比較					
その他の特別職		8	3,748	△ 1,155	△ 562
計		8	3,748	△ 1,155	△ 562

明細書

地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
3,403		43,556	7,481	51,037	
		234,824	94,882	329,706	
		281,306	13,621	294,927	
3,403		559,686	115,984	675,670	
3,541		45,411	7,481	52,892	
		234,824	94,882	329,706	
		277,558	13,621	291,179	
3,541		557,793	115,984	673,777	
△ 138		△ 1,855	△ 1,855		
		3,748	3,748		
△ 138		1,893	1,893		

継続費についての前前年度末までの支出額、及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款 項	事 業 名	年 度	補 正 区 分	全 体 計		
				年 割 額	国 府 支 出 金	地 方 債
3 民生費	1 社会福祉費	障 害 シ 更 (社 公 業 事 費)	補正前	千円	千円	千円
			平成24年度 (2012年度)	補 正	39,012	
				補正後	39,012	
			平成25年度 (2013年度)	補 正	20,335	
				補正後	20,335	
			計	補 正	59,347	
				補正前		
			平成24年度 (2012年度)	補 正	33,328	5,318
				補正後	33,328	5,318
			平成25年度 (2013年度)	補 正	49,992	7,978
10 教育費	3 中学校費	第五中学校 校 夕 業 (レ ベ 事 費)	補正前			
				補正後	49,992	7,978
			計	補 正	83,320	13,296
				補正後	83,320	13,296
			平成24年度 (2012年度)	補 正	557,714	268,279
				補正後	557,714	268,279
			平成25年度 (2013年度)	補正前		
				補正後	1,172,519	493,634
			計	補 正	1,730,233	761,913
				補正後	1,730,233	761,913
10 教育費	6 保健体育費	中学校給食室 備 事 業 (継 続 費)	平成25年度 (2013年度)	補 正	357,600	
				補正後	1,172,519	357,600

前年度末までの支出額
進行状況等に関する調査

画 面 内 訳		前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 未 まで の 支 出 額	当 該 年 度 支 出 額	当 該 年 度 未 まで の 支 出 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	総 額 に 対 する 進 捗 率 %
源 源 そ の 他	一般財源						
		千円	千円	千円	千円	千円	%
	39,012			39,012	39,012		
	39,012			39,012	39,012		65.7
	20,335					20,335	
	20,335					20,335	34.3
	59,347			39,012	39,012	20,335	
	59,347			39,012	39,012	20,335	100.0
	15,810			33,328	33,328		
	15,810			33,328	33,328		
	23,614					49,992	
	23,614					49,992	60.0
	39,424			33,328	33,328	49,992	
	39,424			33,328	33,328	49,992	100.0
	138,335			557,714	557,714		
	138,335			557,714	557,714		32.2
	321,285					1,172,519	
	321,285					1,172,519	67.8
	459,620			557,714	557,714	1,172,519	
	459,620			557,714	557,714	1,172,519	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事項	区分	限度額	前年度末までの 支出額	
			期間	金額 千円
多文化交流センター管理運営事業	補正前			
	補正	325,200		
	補正後	325,200		
都市計画道路萱野東西線道路改良事業	補正前			
	補正	94,402		
	補正後	94,402		

ものについての前年度末までの支出額
に関する調書

期 間	当該年度以降 の支出予定額 千円	左 の 財 源 内 訳			一般財源 千円
		国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	
平成24年度 (2012年度) か ら 平成29年度 (2017年度)	325,200				325,200
平成24年度 (2012年度) か ら 平成29年度 (2017年度)	325,200				325,200
平成24年度 (2012年度) か ら 平成27年度 (2015年度)	94,402				94,402
平成24年度 (2012年度) か ら 平成27年度 (2015年度)	94,402				94,402

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
		現在高	現在高	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	補正前	13,001,632	12,295,502	1,220,200	1,462,061	12,192,041
	補正			163,300		163,300
	補正後	13,001,632	12,295,502	1,383,500	1,462,061	12,355,341
(7) 中学校	補正前	2,060,072	2,465,107	(44,900)	24,445	2,485,562
	補正			163,300		163,300
	補正後	2,060,072	2,465,107	163,300	24,445	2,648,862
合計	補正前	28,548,891	28,328,073	2,520,200	2,544,755	28,441,918
	補正			163,300		163,300
	補正後	28,548,891	28,328,073	2,683,500	2,544,755	28,605,218

(注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第71号議案

平成24年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第1号）
平成24年度箕面市の特別会計競艇事業費の補正予算（第1号）は、次に定め
るとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ786,253千円を追加し、歳入歳出
それぞれ51,386,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

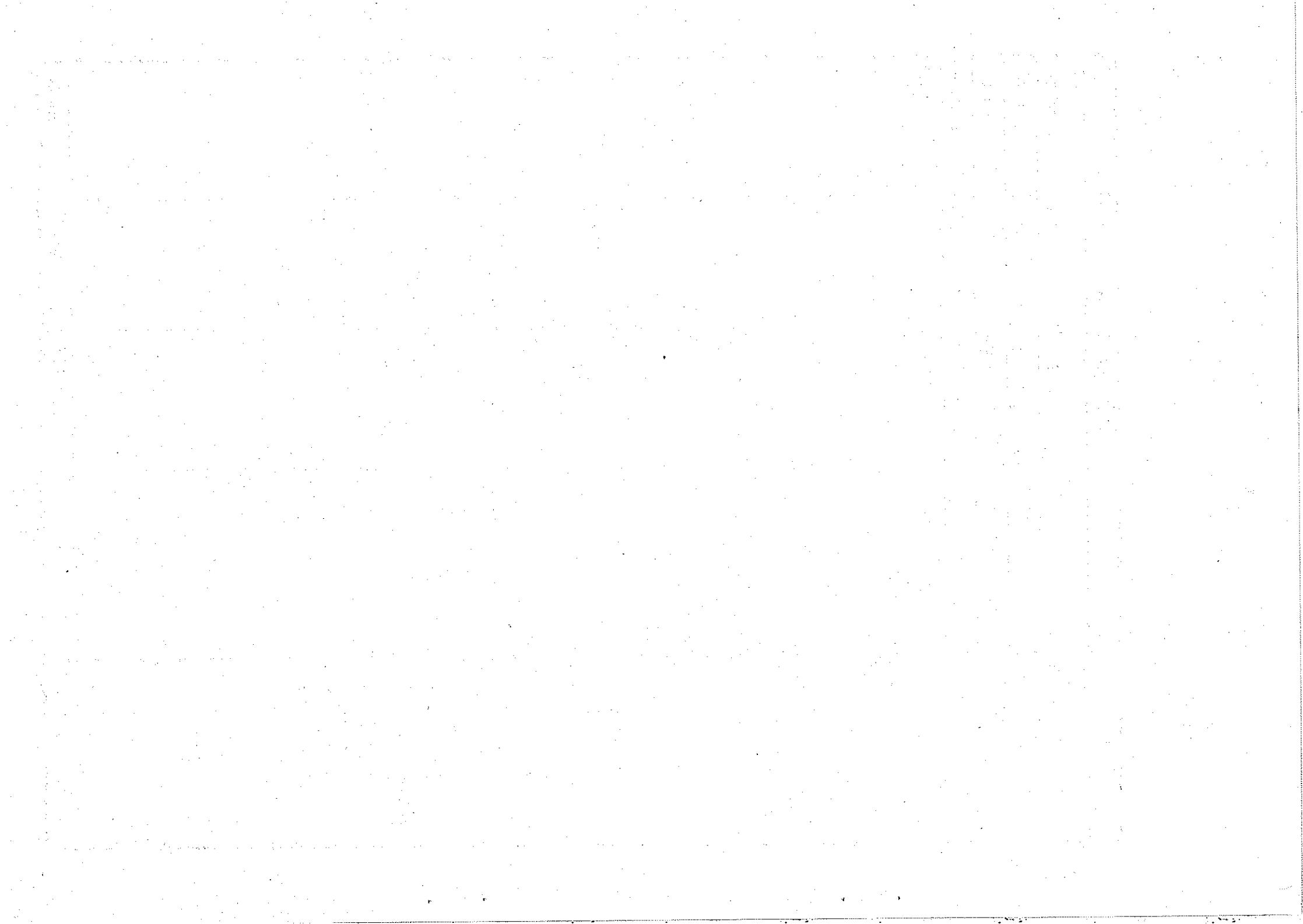
箕面市長 倉田哲郎

第1表 岐入岐出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
1 競 船 事 業 収 入		41,295,257	81,760	41,377,017
	1 勝 舟 投 票 券 売 上 収 入	41,111,875	81,760	41,193,635
5 繰 越 金		800,000	697,728	1,497,728
	1 繰 越 金	800,000	697,728	1,497,728
6 諸 収 入		7,578,420	6,765	7,585,185
	2 雜 入	383,472	6,765	390,237
歳 入 合 計		50,600,000	786,253	51,386,253

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 競 船 事 業 費		41,389,644	75,441	41,465,085
	1 総 務 費	4,911,306	△65	4,911,241
	2 業 務 費	36,478,338	75,506	36,553,844
3 予 備 費		542,350	710,812	1,253,162
	1 予 備 費	542,350	710,812	1,253,162
歳 出 合 計		50,600,000	786,253	51,386,253



平成 24 年度
(2012年度)

箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第1号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 賽艇事業収入	41,295,257	81,760	41,377,017
2 財産収入	3	0	3
3 寄附金	292,320	0	292,320
4 緑入金	634,000	0	634,000
5 緑越金	800,000	697,728	1,497,728
6 諸取入	7,578,420	6,765	7,585,185
歳入合計	50,600,000	786,253	51,386,253

歳出	補正前の額	補正額	計
款			
1 競艇事業費	41,389,644 千円	75,441 千円	41,465,085 千円
2 諸支出金	8,668,006	0	8,668,006
3 予備費	542,350	710,812	1,253,162
歳出合計	50,600,000	786,253	51,386,253

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一般財源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	75,441
0	0	0	0
0	0	0	710,812
0	0	0	786,253

2 競 入

(款) 1 競艇事業収入

(項) 1 勝舟投票券売上収入

科 目	補正前の額	補正額	計
1 競 艇 事 業 収 入	千円 41,295,257	千円 81,760	千円 41,377,017
1 勝 舟 投 票 券 売 上 収 入	41,111,875	81,760	41,193,635
1 勝 舟 投 票 券 売 上 収 入	41,111,875	81,760	41,193,635
5 繰 越 金	800,000	697,728	1,497,728
1 繰 越 金	800,000	697,728	1,497,728
1 前 年 度 繰 越 金	800,000	697,728	1,497,728
6 諸 収 入	7,578,420	6,765	7,585,185
2 稽 入	383,472	6,765	390,237
3 ミニボートアリんくう 事 業 収 入	0	6,765	6,765

節	説明	
区分	金額	千円
2 専用場外発売上収入	81,760	1 専用場外発売上金 補正後 3,780,000,000円—補正前 3,700,000,000円
勝舟投票券売上収入		2 専用場外返還金 補正後 88,760,000円—補正前 87,000,000円
1 前年度繰越金	697,728	1 前年度繰越金 補正後 1,497,728,000円—補正前 800,000,000円
1 場間場外発売上収益金	6,765	1 ミニボートピアりんくう場間場外発売収益金

(款) 6 諸収入
(項) 2 雜入

3 歳 出

(款) 1 競艇事業費

(項) 1 総務費

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	告+ 千円	補正額の財源内訳 千円
1 競 舟 事 業 費		41,389,644	75,441	41,465,085	一般財源 75,441
1 総 務 費		4,911,306	△65	4,911,241	一般財源 △65
1 総 務 管 理 費		564,865	△4,281	560,584	一般財源 △4,281
2 総 務 開 催 費		2,778,285	4,216	2,782,501	一般財源 4,216
2 業 務 費		36,478,338	75,506	36,553,844	一般財源 75,506
2 業 務 開 催 費		35,496,826	75,506	35,572,332	一般財源 75,506
3 予 備 費		542,350	710,812	1,253,162	一般財源 710,812
1 予 備 費		542,350	710,812	1,253,162	一般財源 710,812

節	区分	金額 千円	説明 千円
1 報酬	△432	1 総務管理経費【競艇事業部企画課】 1 報酬 2 給料 △2,523	△4,281 △432 △432
3 職員手当等	△1,754	2 給料 2 一般職給 一般職給 △2,523	△432 △2,523 △2,523
4 共済費	△10	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 6 地公災負担金 11 協会けんぼ負担金 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 全國モーターボート競走施行者協議会 438	△1,754 △1 △128 △127 △50 564 △648 △1,449 85 △10 △20 10 438 438
19 負担金補助 及び交付金	4,216	2 総務開催経費【競艇事業部企画課】 19 負担金補助及び交付金 3 交付金 モーターボート競走法第25条交付金 モーターボート競走法第30条交付金 1,300	4,216 4,216 4,216 4,216
13 委託料	13,746	5 業務開催経費(業務関係)【業務課】 13 委託料 1 委託料 ミニボートピアりんくう専用場外発売委託 13,746	75,506 13,746 13,746
22 捕償補填 及び賠償金	61,760	22 捕償補填及び賠償金 1 捕償金 勝券投票券払戻金 返還金 60,000 1,760	61,760

(款) 3 予備費
(項) 1 予備費

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
3	1 1 予 備 費	542,350 千円	710,812 千円	1,253,162 千円	一般財源 710,812 千円

区 分	節	金 額	説 明
(項)		千円	千円
(款) 3 予備費			
1 予備費			

給与費

I 特別職

-106-

区 分	職員数 (人)	給 納		
		報酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 (月分)
補正後	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職	23	4,986	
	計	23	4,986	
補正前	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職	25	5,418	
	計	25	5,418	
比 較	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職	△ 2	△ 432	
	計	△ 2	△ 432	

明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(1) 22		89,679	78,964
補正前	(1) 22		92,202	80,803
比較	()		△ 2,523	△ 1,839

-108-

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	
		勤務手当	住居手当
補正後	4,691	8,788	
補正前	4,692	8,916	
比較	△ 1	△ 128	

区分	時間外及び休日勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	
		補正後	補正前
補正後	7,346	1,296	
補正前	6,782	1,944	
比較	564	△ 648	

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費 計 (千円)	共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
168,643	30,688	199,331	
173,005	30,698	203,703	
△ 4,362	△ 10	△ 4,372	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
12,571	1,061	5,112
12,698	1,111	5,112
△ 127	△ 50	

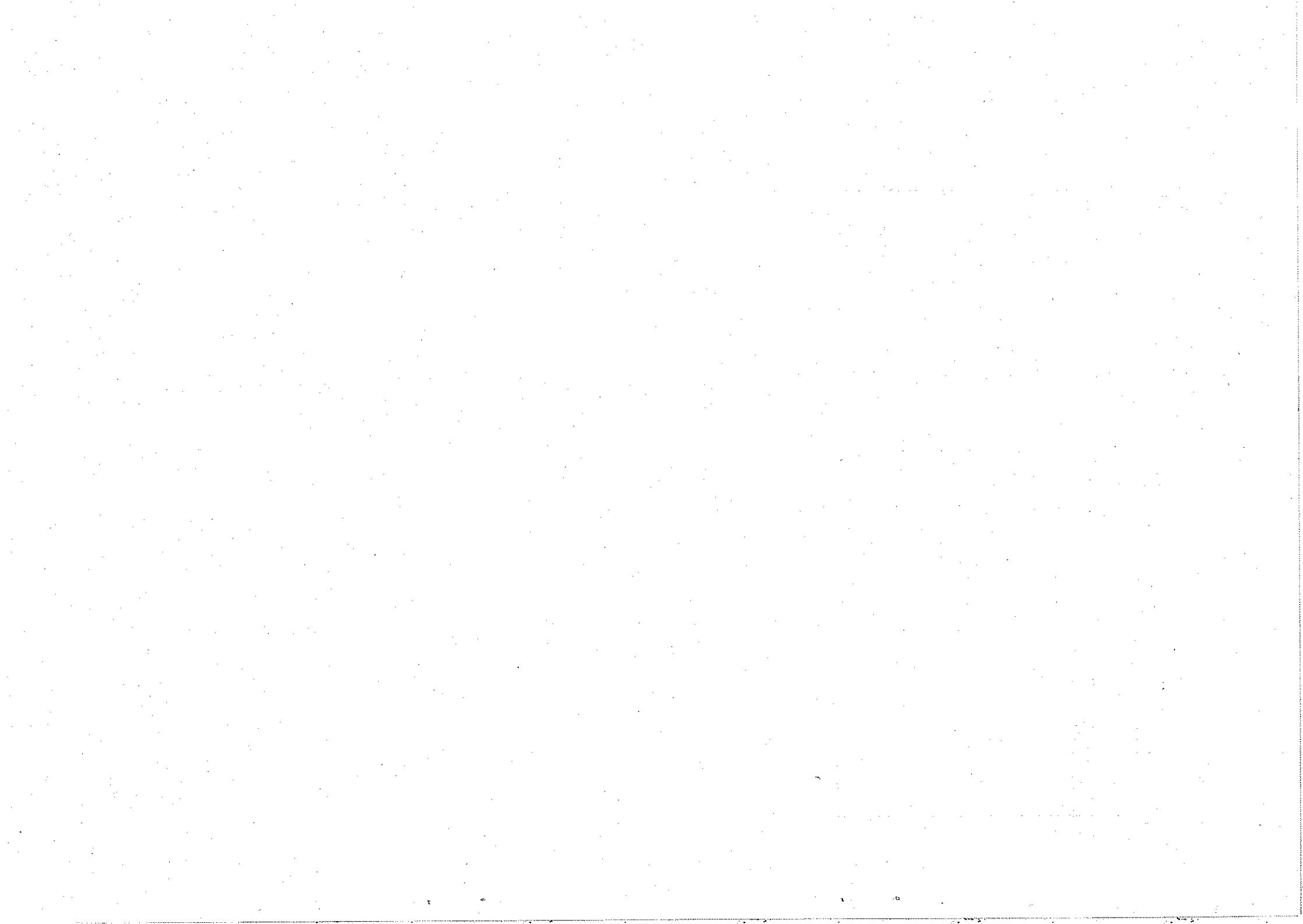
期 末 勤 勉 手 当

期 末 勤 勉 手 当 (千円)
38,099
39,548
△ 1,449

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	
給料	△ 2,523	1 その他の減分	△ 2,523
職員手当	△ 1,839	1 その他の増減分	△ 1,839

説明	備考
所属会計変更等に係る減分 △ 2,523 千円	
扶養手当	△ 1 千円
管理職手当	△ 128 千円
地域手当	△ 127 千円
通勤手当	△ 50 千円
時間外及び休日勤務手当	564 千円
住居手当	△ 648 千円
期末勤勉手当	△ 1,449 千円



第72号議案

平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）

平成24年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第3号）は、
次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,589千円を追加し、歳入歳出
それぞれ16,912,756千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 賃入賃出予算補正

歳 入

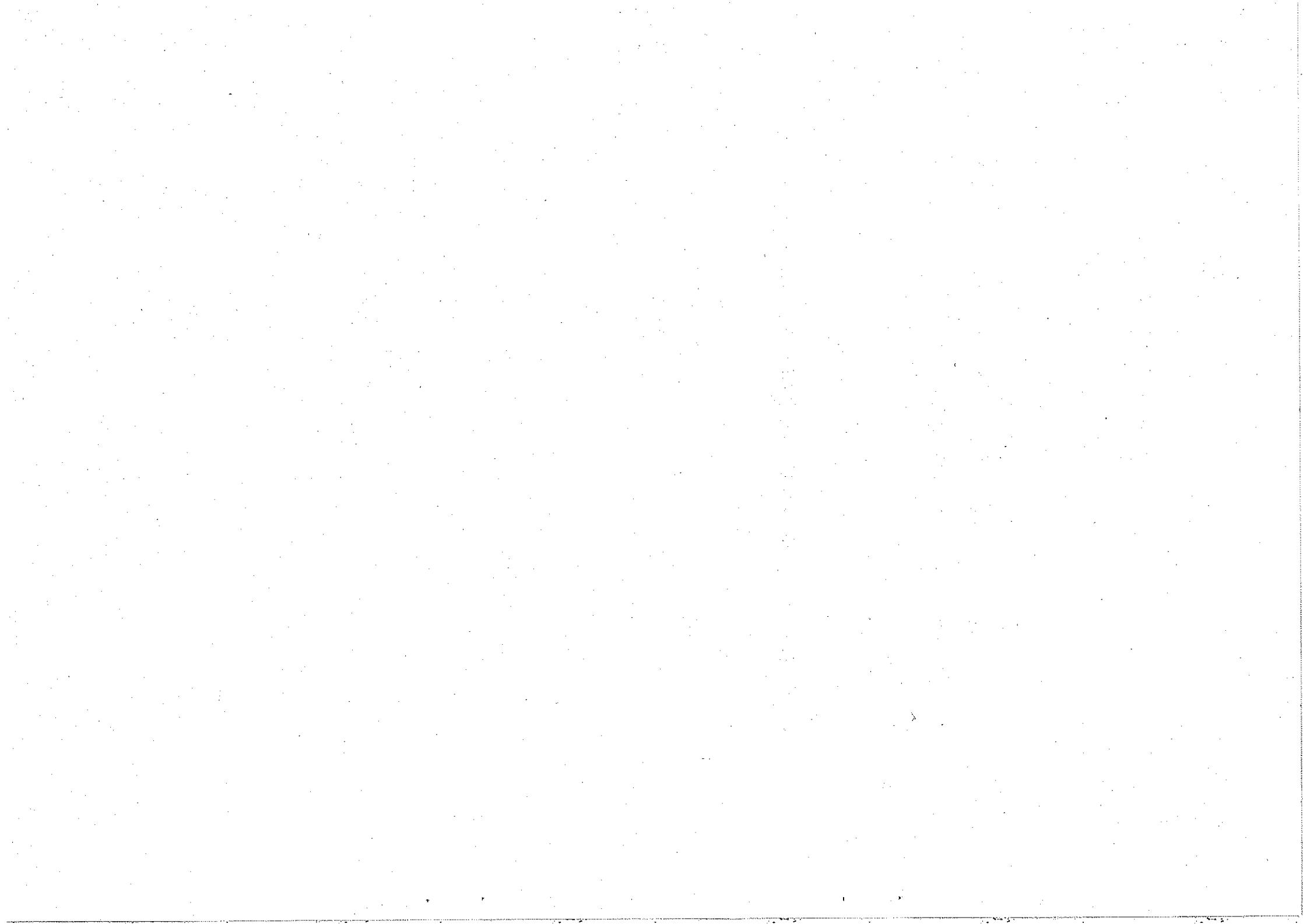
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 前期高齢者交付金		3,430,300	216,046	3,646,346
9 繰 入 金	1 前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
	2 他会計繰入金	927,768	169,914	1,097,682
10 諸 収 入	1 純	3,433,399	△238,371	3,195,028
			△238,371	3,195,028
歳 入 合 計		16,765,167	147,589	16,912,756

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		226,520	△12,673	213,847
3 後期高齢者支援金等	1 総務管理費	194,790	△12,673	182,117
4 前期高齢者納付金等	1 後期高齢者支援金等	1,607,261	140,710	1,747,971
5 老人保健拠出金	1 前期高齢者納付金等	4,686	△2,824	1,862
6 介護納付金	1 老人保健拠出金	1,200	△1,125	75
10 諸支出金	1 介護納付金	659,359	18,987	678,346
	1 債還金及び還付計算金	15,100	4,514	19,614
		15,100	4,514	19,614
歳出合計		16,765,167	147,589	16,912,756

平成 24 年度
(2012年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,473,371	0	3,473,371
2 使用料及び手数料	1,201	0	1,201
3 国庫支出金	2,713,897	0	2,713,897
4 療養給付費等交付金	760,249	0	760,249
5 前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
6 府支 出 金	721,022	0	721,022
7 共同事業交付金	1,303,959	0	1,303,959
8 財産 収入	1	0	1
9 繰入金	927,768	169,914	1,097,682
10 諸 収入	3,433,399	△238,371	3,195,028
歳入合計	16,765,167	147,589	16,912,756

歳 出

歳 出	補正前の額	補 正 額	計
			千円
1 総務費	226,520	△12,673	213,847
2 保険給付費	9,785,366	0	9,785,366
3 後期高齢者支援金等	1,607,261	140,710	1,747,971
4 前期高齢者納付金等	4,686	△2,824	1,862
5 老人保健健拠出金	1,200	△1,125	75
6 介護納付金	659,359	18,987	678,346
7 共同事業拠出金	1,504,858	0	1,504,858
8 保健事業費	160,492	0	160,492
9 基本金積立金	1	0	1
10 諸支出金	15,100	4,514	19,614
11 予備費	2,000	0	2,000
12 繼上充用金	2,798,324	0	2,798,324
歳出合計	16,765,167	147,589	16,912,756

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源 源			一 般 財 源	
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	11		△12,684
0	0	0		0
0	0	△16,204		156,914
0	0	△2,824		0
0	0	△1,125		0
0	0	△2,183		21,170
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		4,514
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	△22,325		169,914

2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金
(項) 1 前前期高齢者交付金

款	項	科	目	補正前の額	補正額	計
5	前	期	高 齡 者 交 付 金	3,430,300	216,046	3,646,346
1	前	期	高 齡 者 交 付 金	3,430,300	216,046	3,646,346
9	緑	入	金	927,768	169,914	1,097,682
1	他	会 計	緑 入 金	927,768	△12,684	915,084
1	一 般	会 計	緑 入 金	927,768	△12,684	915,084
2	基 金	緑 入 金	0	182,598	182,598	182,598
1	國 民 健 康 保 險 事 業	財 政 調 整 基 金 緑 入 金	0	182,598	182,598	182,598
10	諸 収	入	3,433,399	△238,371	3,195,028	3,195,028
1	雜	入	3,433,399	△238,371	3,195,028	3,195,028
8	雜	入	628,773	△238,382	390,391	390,391
10	弁 債	金	0	11	11	11

区 分	金額	説 明
	千円	千円
1 前期高齢者交付金	216,046	1 前期高齢者交付金 補正後 3,646,346,000円－補正前 3,430,300,000円
2 職員給与費等繰入金	△12,684	1 職員給与費等繰入金 補正後 228,925,000円－補正前 241,609,000円
1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金 月別調整基金繰入金	182,598	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金 182,598
1 雇 入	△238,382	1 雇収入 補正後 389,615,000円－補正前 628,773,000円
1 実費弁償金	11	2 老人保健医療費拠出金精算返還金 1 任期付短時間労務職員等雇用保険料個人負担金 776

3 - 賽 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

- 124 -

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目			
1 総務費	226,520	△12,673	213,847	諸収入 11 一般財源 △12,684
1 総務管理費	194,790	△12,673	182,117	諸収入 11 一般財源 △12,684
1 一般管理費	192,216	△12,673	179,543	諸収入 11 一般財源 △12,684
3 後期高齢者支援金等	1,607,261	140,710	1,747,971	諸収入 △16,204 一般財源 156,914
1 後期高齢者支援金等	1,607,261	140,710	1,747,971	諸収入 △16,204 一般財源 156,914
1 後期高齢者支援金	1,607,095	140,733	1,747,828	諸収入 △16,181 一般財源 156,914
2 後期高齢者関係事務費拠出金等	166	△23	143	諸収入 △23
4 前期高齢者納付金等	4,686	△2,824	1,862	諸収入 △2,824
1 前期高齢者納付金等	4,686	△2,824	1,862	諸収入 △2,824
1 前期高齢者納付金	4,535	△2,800	1,735	諸収入 △2,800
2 前期高齢者関係事務費拠出金	151	△24	127	諸収入 △24

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
2 納 料	△6,931	1 一般事務経費 (一般管理費) 【国保年金課】 2 納 料 △11,465
3 職員手当等	△4,850	2 一般職給 一般職給 △6,931
4 共 満 費	316	3 職員手当等 2 扶養手当 △4,850
13 委 託 料	△1,208	4 地域手当 3 管理職手当 △426
		5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 △757
		14 児童手当 △205
		4 共 満 費 7 社会保険料 △378
		11 協会けんぽ負担金 221
		2 一般事務経費 (レセプト点検関係) 【国保年金課】 △1,208
13 委 託 料		1 委 託 料 △1,208
		レセプト点検業務等委託 △1,208
19 負担金補助 及び交付金	140,733	25 保険給付事業 (後期高齢者支援金) 【国保年金課】 140,733
		19 負担金補助及びU交付金 140,733
		5 投 出 金 後期高齢者支援金 140,733
19 負担金補助 及び交付金	△23	26 保険給付事業 (後期高齢者関係事務費拠出金) 【国保年金課】 △23
		19 負担金補助及U交付金 △23
		5 投 出 金 後期高齢者関係事務費 △23
19 負担金補助 及び交付金	△2,800	27 保険給付事業 (前期高齢者納付金) 【国保年金課】 △2,800
		19 負担金補助及U交付金 △2,800
		5 投 出 金 前期高齢者納付金 △2,800
19 負担金補助 及び交付金	△24	28 保険給付事業 (前期高齢者関係事務費拠出金) 【国保年金課】 △24
		19 負担金補助及U交付金 △24

(款) 4 前期高齢者納付金等
(項) 1 前期高齢者納付金等

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 領 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
4 1 2	〔前期高齢者関係 事務費拠出金〕				
5 老人保健拠出金		1,200	△1,125	75	諸収入 △1,125
1 老人保健医療費 拠出金		1,000	△1,000	0	諸収入 △1,000
2 老人保健事務費 拠出金		200	△125	75	諸収入 △125
6 介護納付金		659,359	18,987	678,346	諸収入 △2,183 一般財源 21,170
1 介護納付金		659,359	18,987	678,346	諸収入 △2,183 一般財源 21,170
1 介護納付金		659,359	18,987	678,346	諸収入 △2,183 一般財源 21,170
10 諸支出金		15,100	4,514	19,614	一般財源 4,514
1 債還金及び還付加算 金		15,100	4,514	19,614	一般財源 4,514
3 諸費		1,000	4,514	5,514	一般財源 4,514

節	説明	明
区分	金額 千円	
	5 拠出金 前期高齢者関係事務費	△24
19 負担金補助 及び交付金	△1,000	29 保険給付事業(老人保健医療費拠出金)【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 老人保健医療費
19 負担金補助 及び交付金	△125	30 保険給付事業(老人保健事務費拠出金)【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 老人保健事務費
19 負担金補助 及び交付金	18,987	31 保険給付事業(介護納付金)【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 介護給付費納付金
23 債還金利子 及び割引料	4,514	43 諸支出金事業(諸費)【国保年金課】 23 債還金利子及び割引料 1 債還金 国費等返還金

給与費

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給		与 職員手当 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	
補正後	(1) 15		55,114	43,519
補正前	() 17		62,045	47,994
比較	(1) △ 2		△ 6,931	△ 4,475

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	642	2,841
補正前	1,068	2,700
比較	△ 426	141

職員手当の内訳

区分	時間外及び休日勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)
補正後	8,277	1,242
補正前	8,277	1,620
比較	△ 378	

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計 (千円)	共 準 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
98,633	20,817	119,450	
110,039	20,501	130,540	
△ 11,406	316	△ 11,090	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
7,141	1,185	51
7,898	980	51
△ 757	205	

期 末 勤 勉 手 当

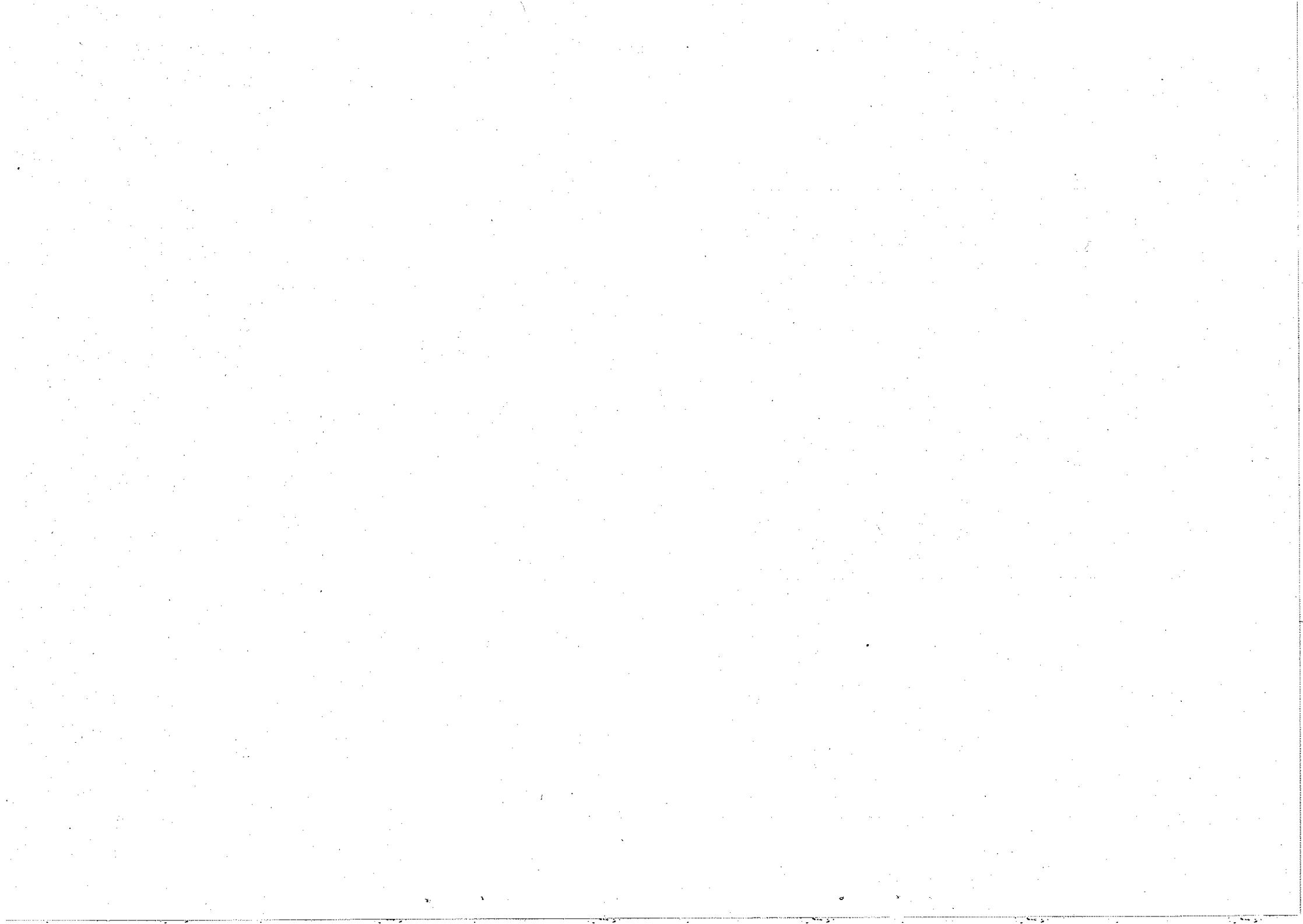
期 末 勤 勉 手 当 (千円)
22,140
25,400
△ 3,260

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳
給料	△ 6,931	1 その他の減分	△ 6,931
職員手当	△ 4,475	1 その他の増減分	△ 4,475

(注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明	備考
新陳代謝に係る減分 △ 6,931 千円	職員数の異動状況
	[現に在職する] (その他) (計)
	補正後 15(1)人 ()人 15(1)人
	補正前 17()人 ()人 17()人
	比較 △ 2(1)人 ()人 △ 2(1)人
	扶養手当 △ 426 千円
	管理職手当 141 千円
	地域手当 △ 757 千円
	通勤手当 205 千円
	住居手当 △ 378 千円
	期末勤勉手当 △ 3,260 千円



第73号議案

平成24年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）

平成24年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,327千円を追加し、歳入歳出それぞれ7,314,563千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

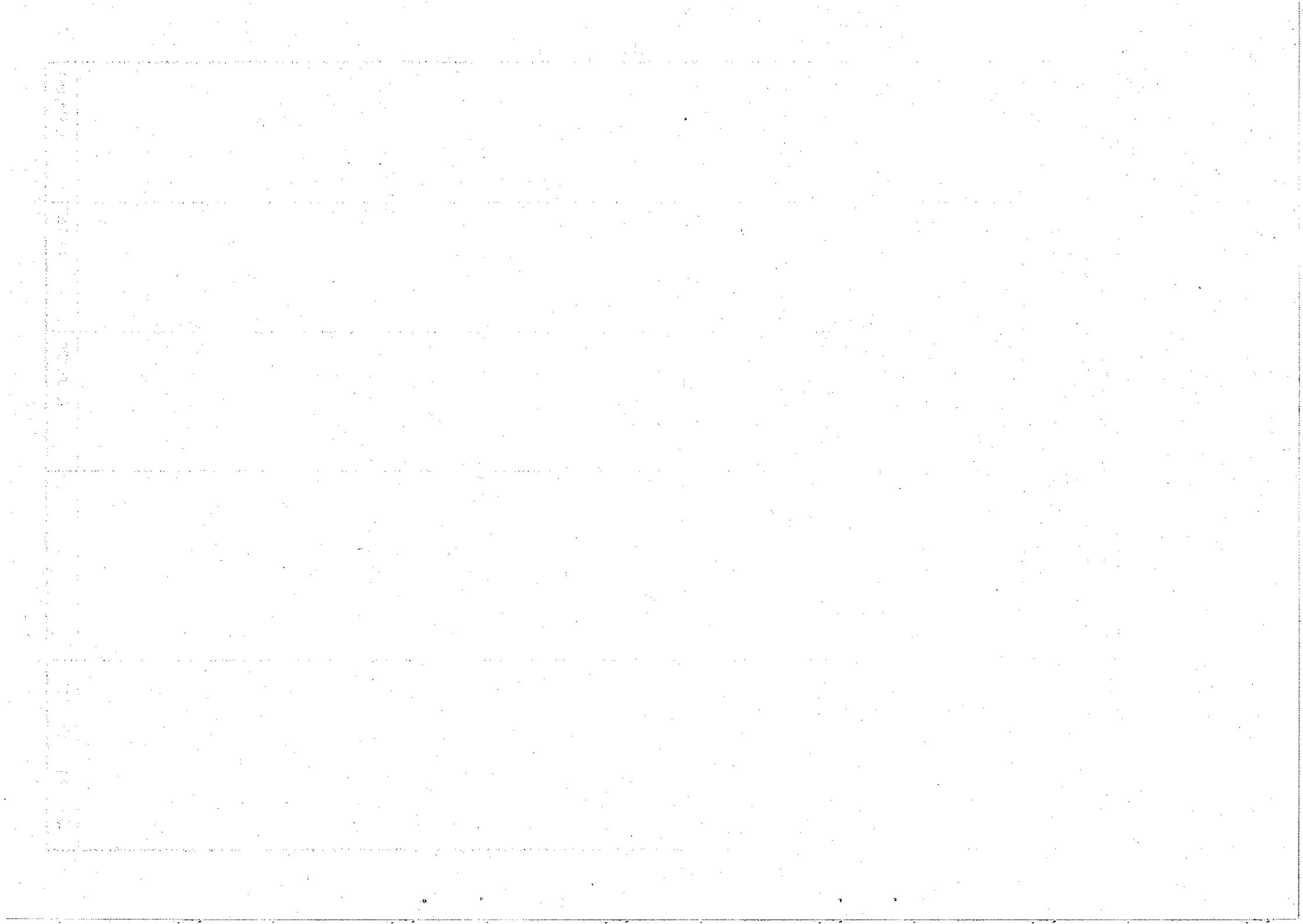
箕面市長 倉田哲郎

第1表 総入出予算補正

-134-

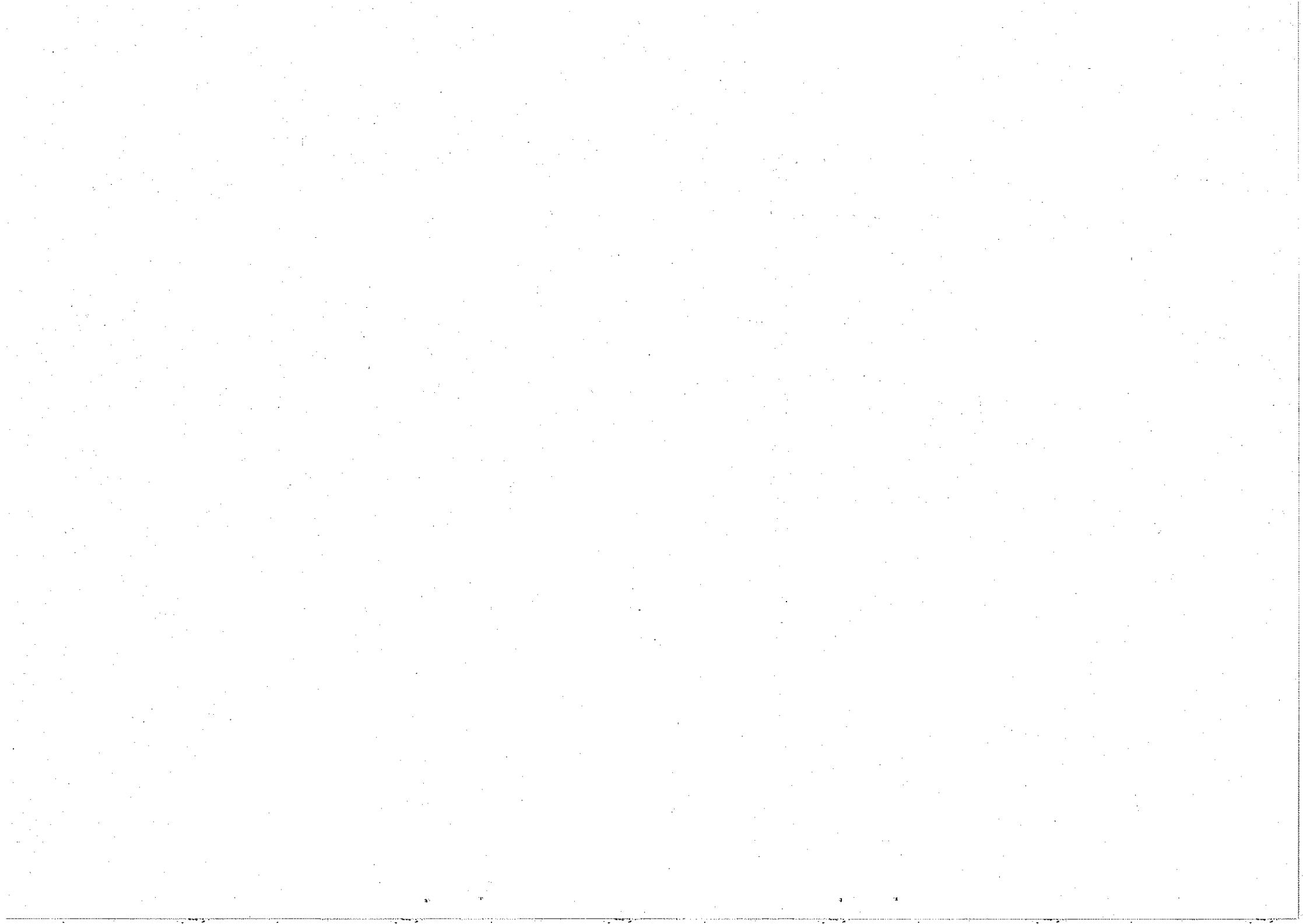
歳 入 款		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		1 国 庫 負 担 金	1,404,231	1,617	1,405,848
4 支 払 基 金 交 付 金		1 支 払 基 金 交 付 金	1,213,006	1,617	1,214,623
5 府 支 出 金		1 府 負 担 金	1,979,524	8,172	1,987,696
7 緑 入 金		1 府 負 担 金	1,063,309	1,766	1,065,075
9 諸 収 入		2 基 金 緑 入 金	988,242	1,766	990,008
		3 雜 入	1,137,378	12,514	1,149,892
			0	12,514	12,514
歳 入 合 計			7,295,236	19,327	7,314,563

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 支 出 金		千円	千円	千円
	1 債還金及び還付加算金	2,004	19,327	21,331
歳出合計		7,295,236	19,327	7,314,563



平成 24 年度
(2012年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）説明書



歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	1,705,824	0	1,705,824
2 使 用 料 及 び 手 数 料	2	0	2
3 国 庫 支 出 金	1,404,231	1,617	1,405,848
4 支 払 基 金 交 付 金	1,979,524	8,172	1,987,696
5 府 支 出 金	1,063,309	1,766	1,065,075
6 財 産 収 入	1	0	1
7 繼 入 金	1,137,378	12,514	1,149,892
8 繰 越 金	1	0	1
9 諸 収 入	4,956	△4,742	224
歳 入 合 計	7,295,236	19,327	7,314,563

歳出

款	補正前の額		補正額		計
	千円	千円	千円	千円	
1 総務費	259,379		0	0	259,379
2 保険給付費	6,773,077		0	0	6,773,077
3 地域支援事業費	169,168		0	0	169,168
4 基本金積立金	84,866		0	0	84,866
5 諸支出金	2,004		19,327		21,331
6 予備費	2,000		0	0	2,000
7 繼上充用金	4,742		0	0	4,742
歳出合計	7,295,236		19,327		7,314,563

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源
國府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,383	0	15,944	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,383	0	15,944	0

2歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科	目	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国 庫 支 出 金		1,404,231	1,617	1,405,848
1 国 庫 負 担 金		1,213,006	1,617	1,214,623
1 介 護 給 付 費 等 負 担 金		1,213,006	1,617	1,214,623
4 支 払 基 金 交 付 金		1,979,524	8,172	1,987,696
1 支 払 基 金 交 付 金		1,979,524	8,172	1,987,696
1 介 護 給 付 費 交 付 金		1,964,192	8,172	1,972,364
5 府 支 出 金		1,063,309	1,766	1,065,075
1 府 負 担 金		988,242	1,766	990,008
1 介 護 給 付 費 等 負 担 金		988,242	1,766	990,008
7 総 入 金		1,137,378	12,514	1,149,892
2 基 金 総 入 金		0	12,514	12,514
1 介 護 給 付 費 準 備 基 金 総 入 金		0	12,514	12,514
9 諸 収 入		4,966	△4,742	224
3 雜 入		4,964	△4,742	222
4 歳 入 欠 か ん 補 填 収 入		4,742	△4,742	0

節	説明	明
区分	金額	千円
2 過年度分	1,617	1 過年度分 補正後 1,618,000円—補正前 1,000円
2 過年度分	8,172	1 過年度分 補正後 8,173,000円—補正前 1,000円
2 過年度分	1,766	1 過年度分 補正後 1,767,000円—補正前 1,000円
1 介護給付費準備基金繰入金 準備基 金 繰 入	12,514	1 介護給付費準備基金繰入金 12,514
1 歳入欠かん 補填收入	△4,742	1 歳入欠かん補填收入 補正後 0円—補正前 4,742,000円 △4,742

(款) 9 諸収入
(項) 3 総入

3歳出

(表) 5 諸支出金

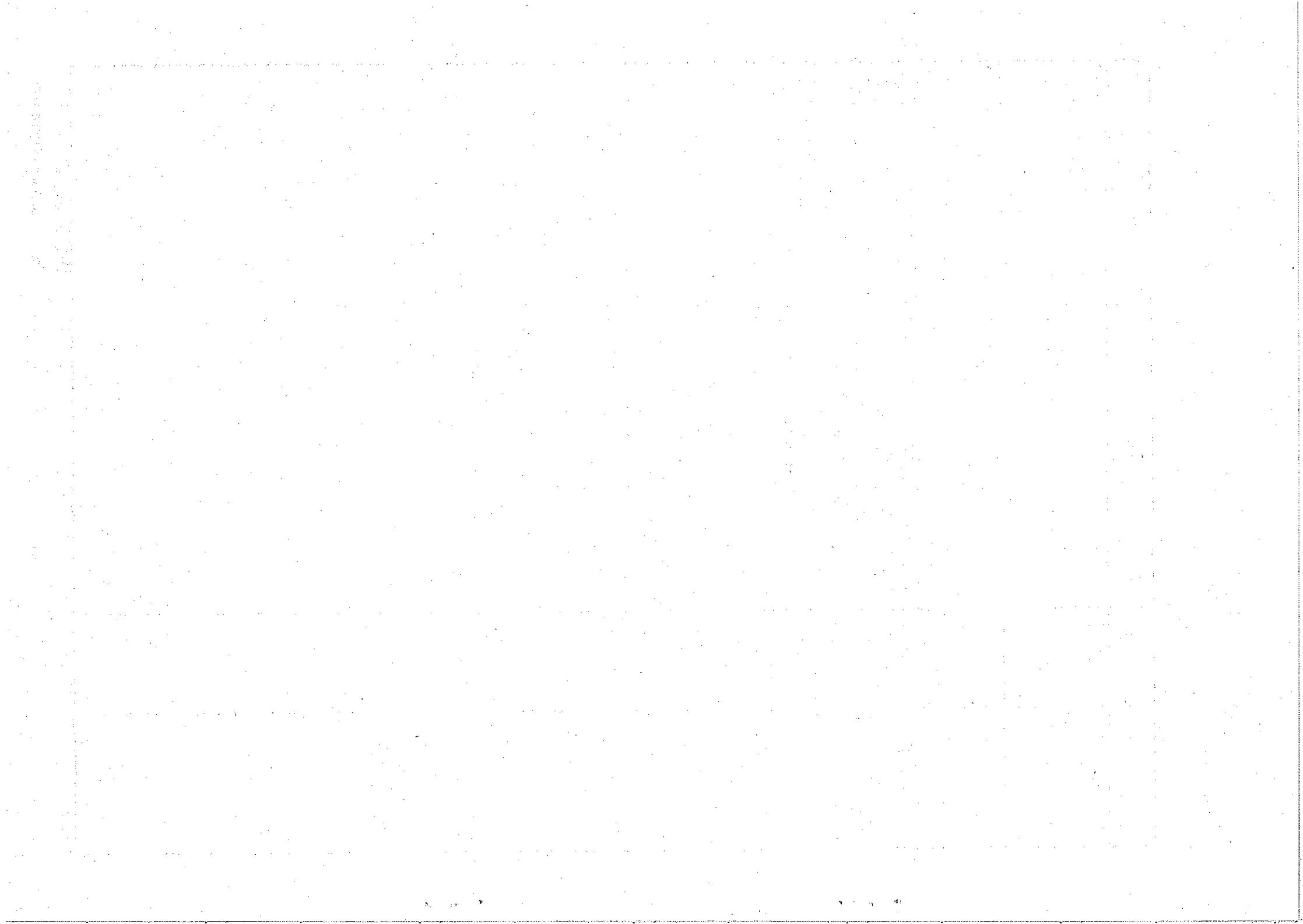
(項) 1 債還金及び還付加算金

- 144 -

科 款 項	目 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
5 諸 支 出	金	2,004	19,327	21,331	国庫支出金 1,617 支払基金交付金 8,172 府支出金 1,766 繰入金 7,772
1 債 還 金	及び還付加算 金	2,004	19,327	21,331	国庫支出金 1,617 支払基金交付金 8,172 府支出金 1,766 繰入金 7,772
2 債 還 金	金	1	19,327	19,328	国庫支出金 1,617 支払基金交付金 8,172 府支出金 1,766 繰入金 7,772

区 分	金 额	説 明
		千円
23 債還金 利子 及び割引料	16,391	54 諸支出金事業(償還金)【介護・福祉医療課】 19,327
28 繰 出 金	2,936	23 債還金利子及び割引料 1 16,391 16,391 28 繰 出 金 2 16,391 2,936 2,936

(款) 5 諸支出金
(項) 1 債還金及び還付加算金



第74号議案

平成24年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）

平成24年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,700千円を追加し、歳入歳出

それぞれ891,886千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

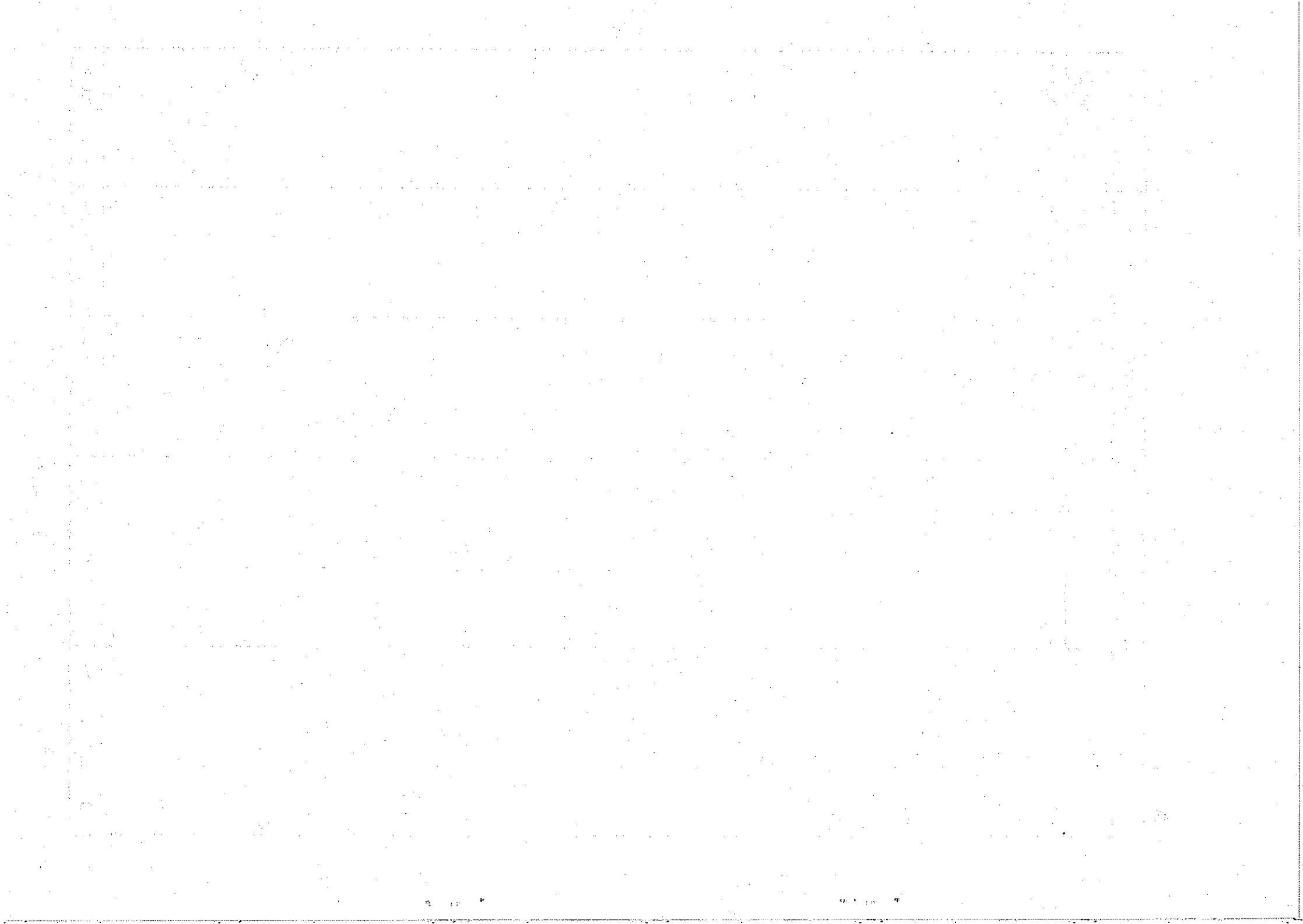
第1表 岐入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
歳 入	合 計				
5 市		債	0	281,700	281,700
1 市		債	0	281,700	281,700
	610,186		281,700	891,886	

歳

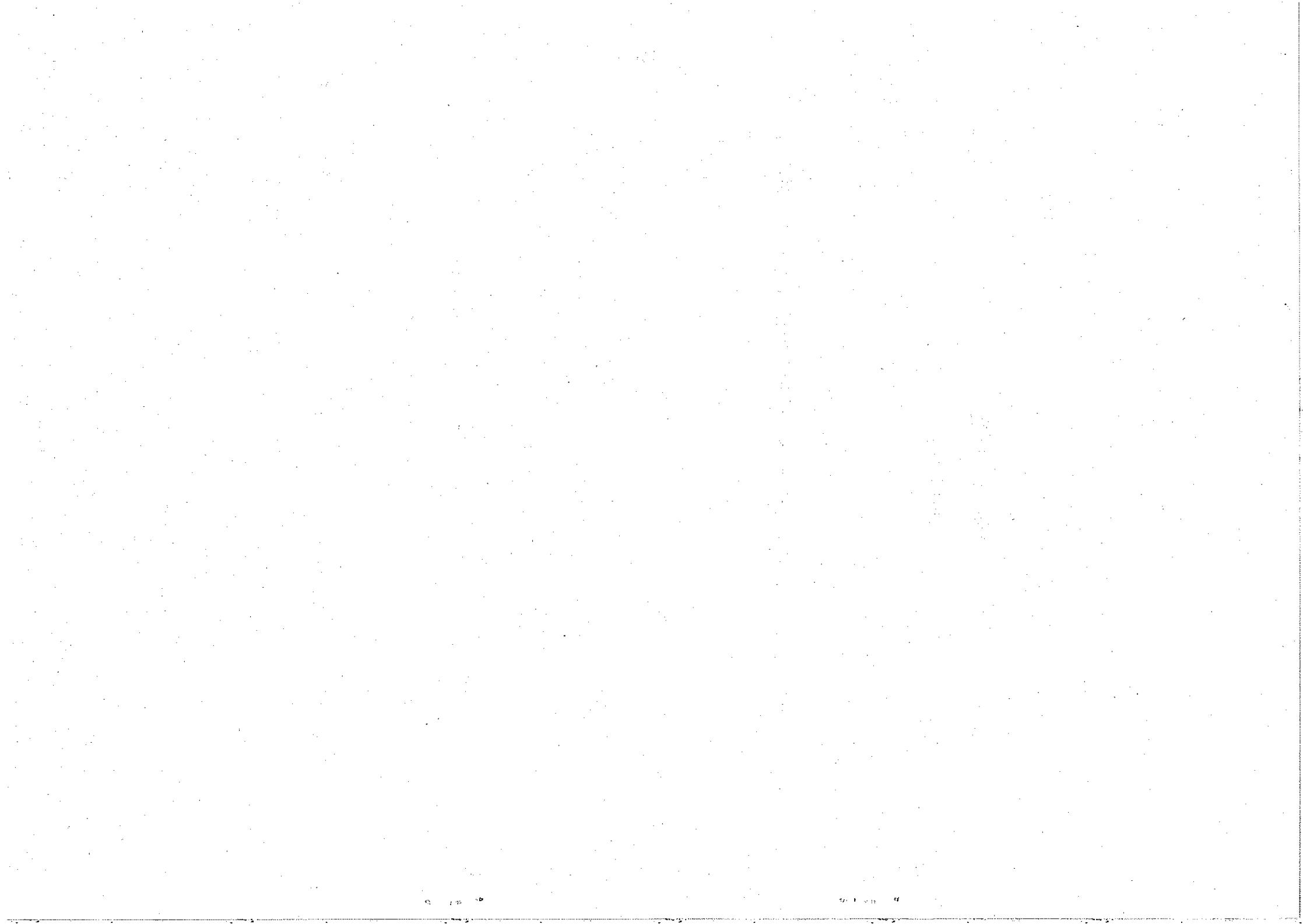
出

歳 出 款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公 債 費		610,186	281,700	891,886
1 公 債 費		610,186	281,700	891,886
歳 出 合 計		610,186	281,700	891,886



平成24年度
(2012年度)

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算(第1号) 説明書



歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 使 用 料 及 び 手 数 料	14,619	0	14,619
2 繰 入 金	595,565	0	595,565
3 繰 越 金	1	0	1
4 諸 収 入	1	0	1
5 市 債	0	281,700	281,700
歳 入 合 計	610,186	281,700	891,886

歳出

款	補正前の額		計
	千円	千円	
1 公債費	610,186	281,700	891,886
歳出合計	610,186	281,700	891,886

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源	
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 281,700	千円 0	千円 0	千円 0
0	281,700	0	0	0

2 級 入

(款) 5 市債

(項) 1 市債

- 156 -

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 市	債	0	281,700	281,700
1 市	債	0	281,700	281,700
1 公共用地先行取得事業債		0	281,700	281,700

節	説	明
区 分	金額	
	千円	千円
1 公共用地先行 取 得 事 業 債	281,700	1 平成17年度公共用地先行取得事業債借換債 281,700

(款) 5 市債
(項) 1 市債

3 総出

(款) 1 公債費

(項) 1 公債費

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円
1 公	債	610,186	281,700	891,886	市債 281,700
1 公	債	610,186	281,700	891,886	市債 281,700
1 元	金	595,366	281,700	877,066	市債 281,700

節	說	明	
区 分	金 領		
		千円	
23 債還金利子 及び割引料	281,700	50 公債費線上償還事業【用地相当】 23 債還金利子及び割引料 1 債還金 市中銀行	281,700 281,700 281,700

(款) 1 公債費
(項) 1 公債費

100

100

第 715 号議案

箕面市副市長の選任について同意を求める件

次の者を箕面市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

平成 24 年 9 月 10 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

氏名 奥山 勉

略歴

昭和 49 年 3 月	関西大学社会学部卒業
同 49 年 8 月	箕面市役所勤務
同 62 年 4 月	箕面市健康福祉部福祉課障害福祉係主査
同 63 年 5 月	箕面市健康福祉部福祉課障害福祉係長
平成 7 年 4 月	箕面市健康福祉部障害福祉課長補佐

同 10年 4月	箕面市企画部政策企画課長
同 13年 4月	箕面市総務部総務次長
同 17年 4月	箕面市教育委員会事務局子ども部長
同 20年 10月	箕面市副市長（現在に至る。）
同 21年 4月	箕面市固定資産評価員（現在に至る。）

(提案理由)

奥山 勉氏を引き続き箕面市副市長に選任するため、提案するものである。

諮詢第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 古川 治

略歴

昭和47年 3月	桃山学院大学社会学部卒業
同 47年 4月	箕面市立萱野小学校助教諭
同 48年 4月	箕面市立萱野小学校教諭
同 59年 4月	箕面市立萱野青少年会館指導係長
平成 5年 4月	箕面市教育センター所長代理（課長補佐級）

同 9年 7月	箕面市教育委員会事務局学校教育部学校教育課主幹（課長待遇） 兼箕面市教育センター所長
同 11年 4月	箕面市立止々呂美中学校長
同 17年 4月	東大阪大学短期大学部助教授
同 18年 4月	東大阪大学こども学部教授
同 19年 4月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 21年 4月	東大阪大学こども学部こども学科長
同 22年 4月	甲南大学教職教育センター教授（現在に至る。）
同 22年 11月	中央教育審議会専門委員
同 23年 3月	中央教育審議会専門委員（現在に至る。）

（提案理由）

古川 治氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮詢第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 関 隆徳

略歴

平成 6年 3月 関西大学法学部卒業

同 12年 4月 宗教法人青龍寺代表役員（現在に至る。）

（提案理由）

関 隆徳氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。